

第三編

中世

(吉田氏の時代)



# 第一章 中世の成立

## 第一節 租庸調制の性格

### 一、租と国衙こくが

中世の吉田は、古代後期に準備された。古代後期即ち律令制国家は少しずつ変質していったが、特に律令制の基礎ともいふべき公地公民制の変遷が、中世を準備することと関わりがあった。その過程は、国衙の性格が変わり、租庸調制や口分田制が変化していくことに起因していた。そこで、まず中世の吉田の成立に関わりが深い律令制の動向を大略まとめてみたい。

前編で述べた通り律令制国家の公地公民制に基づく地方行政官は、国司で、本来任じられた国の国衙で仕事をした。その国司の職務は広範囲に及んだが、国衙での重要な職務は、租の徴収管理と、それによる国衙の仕事を保証する財源の確保であり、国衙での財産の運用であった。その中心はいうまでもなく米で、国衙には租と正税出挙による利稲が蓄えられていた。

租は穀即ち粃で徴収した。保存のためを考へてのことである。その穀は、動用穀どうようこくと不動用穀ふどうようこくとに分けられてい

た。前者は、年に数回あるかどうかという賑給しんきつ（貧民への無料配給）のために使つてよいもので、後者は凶作のために貯蔵し使用してはならなかった。

従つて国衙の運営経費は、正税出挙によつて得られる利稲でまかなつた。利稲は、穎稻えい即ち穂の付いた稲で、中央官庁へ出す年料春米も、穎を舂えいいて米にして送つた。後述する交易雑物の代価もこれでまかなつた。

### 二、庸と調

律令制国家の中央財政はというと、庸と調とでまかなつたが、その使途と名目とは一致して、税の名目により納入官庁は固定していた。仕丁等を監督し、食料などの大糧たいりょうを支給するのは民部省だから、庸のうちの食料はそこに運ばねばならなかつたし、官人に食料を支給するのは大炊寮おおいりょうだから年料春米はそこに運ばねばならなかつた。使途に応じた現物納入が律令財政の鉄則であつた。もし庸や調で不足したり、特に必要になると、その運上を各国司に命じたのである。

これを受けた国司は正倉の正税で品物を買つて中央官庁に運んだ。物を買うことを当時交易といつたから、毎年運ぶものを年料交易雑物といい、その都度運ぶのを臨時交易雑物といつた。

律令制国家の中央財政と国衙財政とは年料春米や交易雑物によってつながっていたのである。

## 第二節 庸調制の動搖

### 一、公営田と官田

八世紀から九世紀即ち奈良後期から平安初期にかけて課丁が減少し、庸調の貢納品が不足すると、交易雑物制によって正税で庸調を補うこととした。庸調の貢納品即ち、絹や<sup>あしぎぬ</sup>絁等の粗製品を正税で交易して運ぶことにしたのである。

本来は、庸調は粗製品でも止むをえないが、交易雑物は代価を払うので高級な製品という様になっていたが、それが変更されてしまったのである。

従って、同じものが庸調として出すと無償であるが、交易だと代価を得られるようになったので、人々は庸調による貢納を避けることになった。これは、中央財政が国衙財政の正倉に依存することになったという点でも律令制に強い影響を与えた。

弘仁十四年（八二三）律令制国家は、西海道で公営田制を採用した。これは特定の田地を<sup>籒</sup>籒丁即ち<sup>籒</sup>籒により耕作させるもので、一種の国営農場であった。これでも人別であった庸調が、公営田からの稲で交易して揃えられ

ることとなったわけで、実質は庸調制を正税交易制に替えたことになる。元慶三年（八七九）今度は畿内に<sup>かんてん</sup>官田を設け、位禄季禄の料米に当てた。更に二年後には、<sup>しよ</sup>諸司田を設け、中央官庁の役人の食料や、官庁の運営費に当てた。これは各官庁に設けられ、伝領された。また嵯峨天皇のときから、天皇は後院を設ける様になった。後院には、建物だけでなく所領と財物が付属した。これは、伝領の財産として、即位した天皇に受け継がれた。その他貴族、寺社も荘園を伝領する様になった。

### 二、庸調から正米へ

この頃、庸による米も不足するので、国衙に新たに年料租春米という財源が準備され、絹や<sup>あしぎぬ</sup>絁が正税交易でも得られなくなったので、国衙の役人への位禄季禄の財源として国衙に年料別納租穀という財源が準備された。これは本来役人へ俸禄として絹や<sup>あしぎぬ</sup>絁という品物を支給すべきなのに、代わりに米を支給することで、絹や<sup>あしぎぬ</sup>絁と稲を<sup>ろくもつ</sup>換算する<sup>かほろ</sup>禄物<sup>かほろ</sup>換算法等が決められた。

各国衙の正倉でも出挙により増えるはずの<sup>かんてん</sup>穎稻が不足して、貯蔵されてきた穀が俸禄として使用される様になったことでもある。

かくして九世紀には、庸調は正米に転換し、租庸調制

は崩壊し、律令制国家の官庁、国衙、役人はいずれも領主になり、私有地を伝領することとなってしまった。この様に、九世紀末即ち平安初期には、公地公民制はまったく機能をなくしてしまうのである。

### 第三節 郡郷院制の成立

#### 一、名公田制

公地公民制が崩壊し、班田収授制も行われなくなったため、十世紀即ち平安中期になると口分田という語は、国司が実際に使用する史料にみえなくなる。それに代わって公田という語が使われることになった。

ほぼ同時期に、もとの戸主の口分田の面積は固定化され、国衙の土地台帳に記され、公田といわれる様になり、ある範囲の土地区画即ち「名」とされ、それが課税単位となった。もちろん徴税の単位といってもいい。

名は課税単位であり、その中核は公田であったが、その他墾田や島、屋敷地を含んでいた。その公田の面積は固定化されていたので、荒廃していても満作でも、それらとは関係なく、その面積に応じて課税された。即ち課税単位となった名には公田が配置され、その公田面積分の賦課は、名が負担しなければならなかったのである。

その課税内容は、租の系統だけではなく、庸調系統も含

んでいたもので、課税の基準は変わっても負担する側の負担率は変わらなかった。そして、肝心なことは、当時の中央政府は、名以外に田地を認めようとしなかったから、各地で開墾が進み、新開田が完成しても、それはいずれかの名に組み込まれることになっていったことである。

#### 二、寄進による荘園の急増

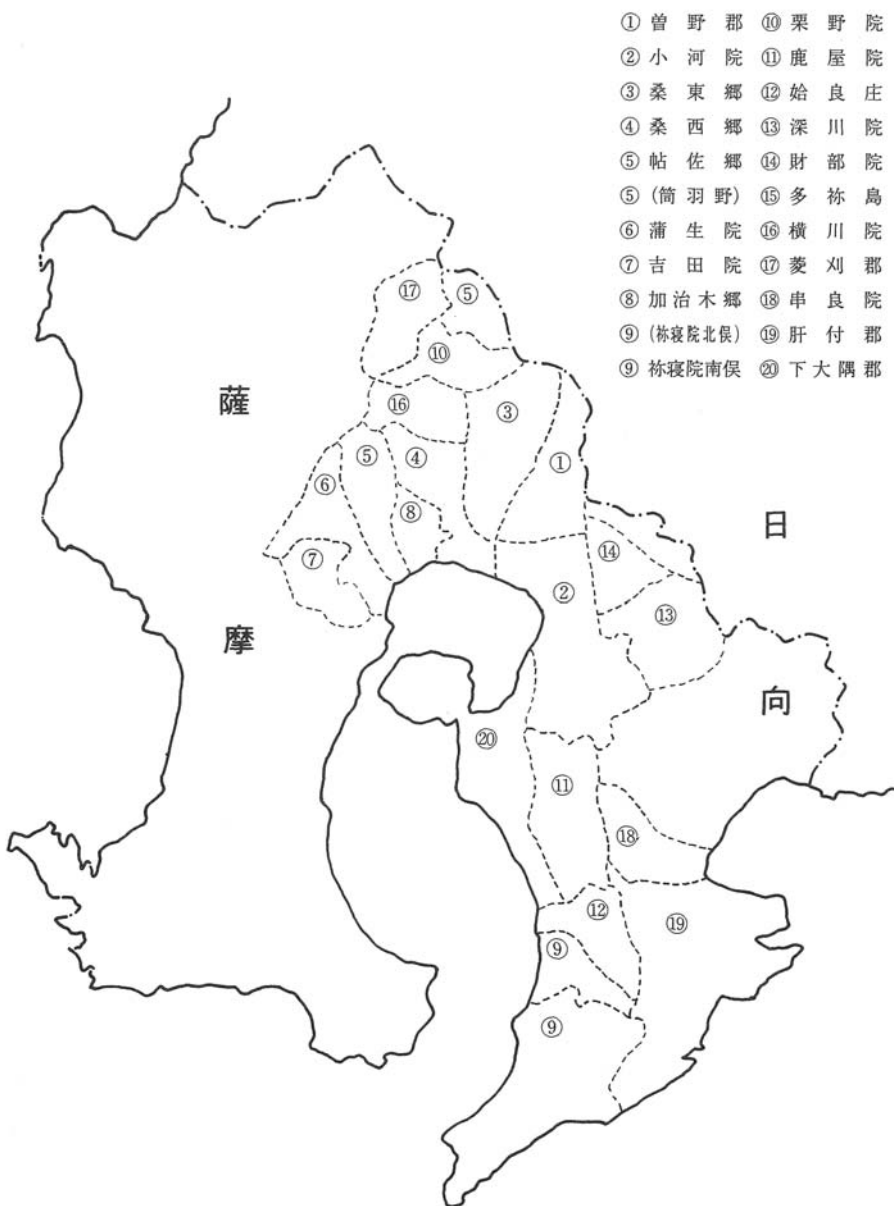
十一世紀即ち平安後期になると、各地の豪族が、自己の力で開発した所領を貴族寺社に寄進し荘園にする様になった。これは寄進地系荘園といわれ、急に増加した。その理由は豪族が開発した田地は、国司により検田帳に登録されると名に編成されて、公田として租庸調系の税が課されるのに対し、荘園になると、新開田として租系の官物を国衙に納入するだけよかったからである。

こうなると名の公田の負担を嫌って名耕地を放棄し、豪族が開発し、寄進によって荘園となつたところへ移動する傾向が強まり、公田は一層荒れてしまうのである。

公田が荒れると、国衙も困るので、十一世紀半ば即ち摂関政治華やかかなりし関白頼通のときに、公田を持たないものを名として認める制度が成立した。これにより、今までと異なつて新しく認められた名を別名べつみょうといふ。

かくして、名公田制に動揺をもたらした豪族の寄進地

図1 大隅国の郡・郷・院図（中世成立期）（出典『大隅国建久図田帖雑考』）



系の荘園は別名として保、別府、郷等として登録され、国内行政単位とされ、その開墾を主導した豪族は、保司、郷司として国衙役人の一員となった。

新開田として官物のみを負担でよいという特典を持つ別名が登場すると、旧来の国郡郷を上下秩序とする地方行政制度も変質して行つた。もともと郡の下部単位であった郷等が、国衙に直結する行政単位となったのがそれである。こうなると、郡も郷もその他の新しい保や別府も総てが並列することとなり、それぞれ国衙につながるこゝたになつた。

こうしてできあがつたものを郡郷院制と呼ぶが、この登場により律令制国家の地方行政制度もまた実質を失つてしまつた。そして、これがそのまま中世の地方制度となるのである。

以上の通り、十一世紀半ば即ち平安後期には、租庸調制に代わつて官物雑徭（官物雑役）制が登場し、公地公民制が崩壊し、貴族寺社豪族が所領を私有することとなり、国家が別名を公認し、郡郷院制を採用する様になつた。古代の中で中世が準備されるというのは、このようなことであつた。そしてこれらが、中世吉田が登場するための基礎的条件になるのである。

## 第二章 大隅正八幡宮とその所領

### 第一節 鹿兒島神宮

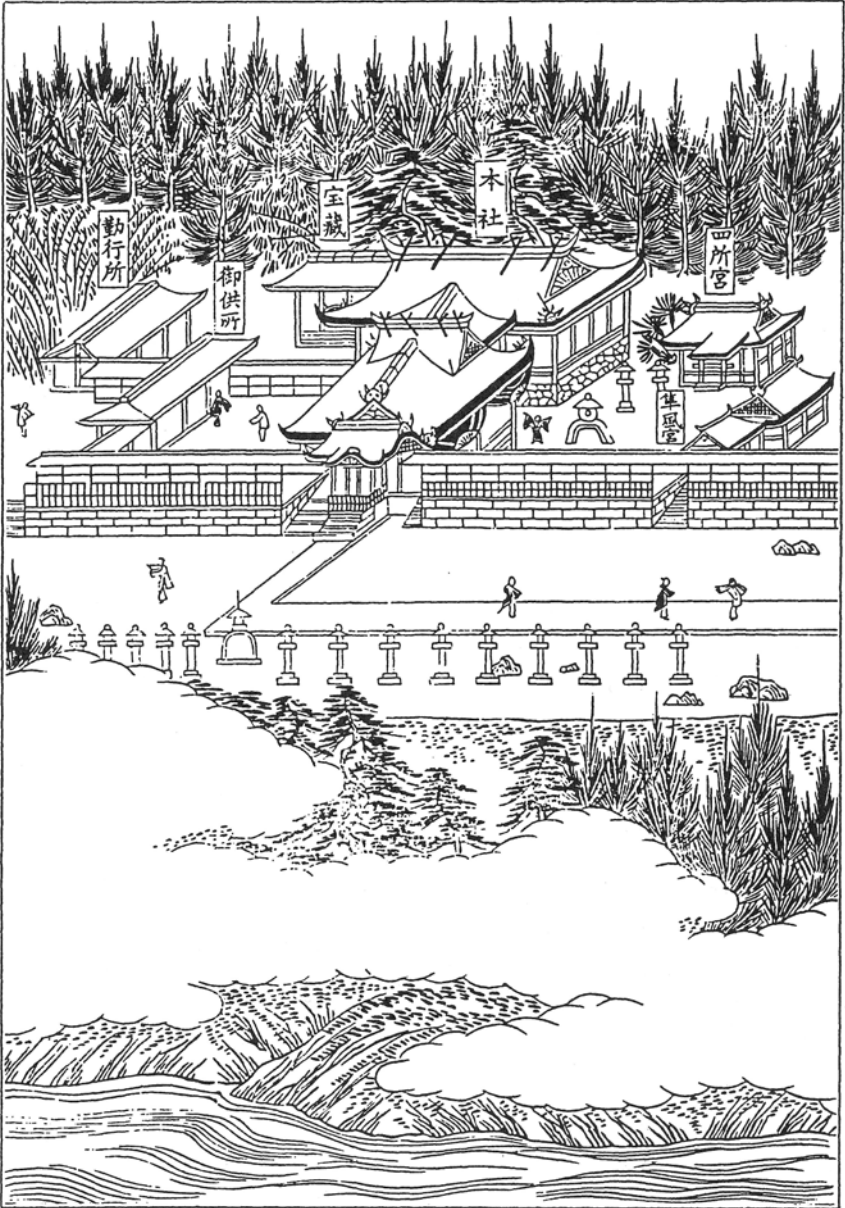
#### 一、大隅宮

中世初期の吉田は、大隅正八幡宮の所領と密接に関係しており、この時期、吉田と大隅正八幡宮の動向とは関連が深い。大隅正八幡宮とは、前編で鹿兒島神宮と述べていた神社のことである。そこで中世初期の吉田と関わりが深い、鹿兒島神宮の動向について大略まとめてみたい。

律令制国家のもとでは、鹿兒島神宮だけが、大隅国の神祇体制の最上位である「大座」の位置を占めていた（「延喜式」神名帳。神社には、大座と小座との区別があつた）同神宮は、もともと桑原郡の人々が信仰する神社であつた上に、国衙は先に述べた様に桑原郡にあつたため、大隅国を代表する神社となり、大座の地位を得ることになつたのである。

鹿兒島神宮の祭神は彦火火出見尊であつた。もつとも古くより応神天皇、仲哀天皇、神功皇后も祭神であり、八幡神の根本の宮であつたという言い伝えもある。同神

图2 鹿儿岛神宫（出典『三国名胜图会』）





宮の由緒書は、同宮の東北三町（約三〇〇<sup>坪</sup>）程のところにある石体宮は彦火火出見尊宮の跡で、鹿兒島神宮は、神武天皇の創建であるとしている。社家に伝わる由緒書では、現在の神宮は和銅元年（七〇八）の創建で、それ以前の神宮は石体宮のところにあつたという。

当時は、鹿兒島という名は地域の名称に過ぎず、大隅というのは国名であつた。鹿兒島神宮は、一地域の祭神から大隅全体の祭神になり、国衙とも結び付きを強めていった。貞観元年（八五九）従五位下を与えられ、同宮の修理には、莊園公領を問わず国内の総ての者が従事する決まりであつた（『日本三代実録』）。大隅国ではほかに位を得た神社は無かつたことからみても、同宮が勢力を持つていたことが分かる。

延長五年（九二七）直後に、鹿兒島神宮から大隅宮へと名前を変えている。文字通り大隅国を代表する神社になつたのである。

## 二、大隅正八幡宮の成立

長元七年（一〇三四）に「宇佐弥勒寺講師」兼「石清水八幡別当」の元命は、「大隅八幡別宮」に關つている（『鎌倉遺文』）。この別宮とは、大隅八幡の別宮のことで、大隅宮を指していると考えられる。従つてこの年以前に

大隅宮は八幡宮となり、宮寺の形態になつたのである。ちなみに大隅宮が八幡宮になつた時点で、弥勒寺は神宮寺として存在していた。当然、地域の信仰をもとに行われていた大隅宮の神事も、八幡宮となると共に仏教儀式に変わったと考えられる。

この十一世紀半ば即ち平安後期には、九州各国で国府に八幡宮を勧請しており、他国同様、大隅国においても大隅宮が八幡宮になつたのである。更にその直後には、正の字を付けて大隅正八幡宮（以後本編では鹿兒島神宮は大隅正八幡宮と表記する）と称し、それはかりでなく、鎮護国家の一翼を担い中央と結び付いた石清水八幡宮の影響力によつて、大隅国衙と強く結び付いた大隅正八幡宮は、大隅国一宮にもなつたのである（日隈正守「諸国一宮制の成立と展開」『古代中世史論集』）。

この八幡との関連については、先述の様に成立時まで遡るといふ言い伝えや、承平天慶の乱（九三五〜九四二）ごろ八幡神が祭神となつていたとの言い伝えもある。

また大隅正八幡宮が、筑前大分宮、肥前千栗宮、肥後藤崎宮、薩摩新田宮とともに宇佐八幡の五社別宮の一つになつたのも、かなり以前からであつたといふ言い伝えもある。

## 第二節 八幡信仰

### 一、宇佐八幡

ところで、わが国においては八幡神は広範に信仰されており、明治四年に定められた社格制（現在は廃止されている）による社格のあつた神社の三分の一は、八幡宮関係で、地名を関した何某八幡、あるいは御霊を祀り込めた若宮八幡など南九州にも多い。その語源や成立には諸説があり、『続日本紀』をはじめとして多数の記録にも登場してくる。

八幡信仰は、九州の宇佐におこつたと言われるが、その中核となる宇佐神宮は、御許（大元）山の山頂近くにある三つの巨石に対する信仰と、シャーマニズム（巫女を介して、現在と神霊界とが交流できるとする考え）とが結び付いて成立した神社と言われ、巫女の働きが大きな比重をもっていた。この信仰の成立はかなり古く遡ると考えられている（中野幡能『八幡信仰史の研究』）。

主神八幡大菩薩と大帯姫命とは、応神天皇と神功皇后とに擬せられ、更に比売神が祭神に加えられている。由緒書によると、欽明天皇の御代、鍛冶翁として現じた八幡神が、これを奉ずる大神比義の前で、小児の姿をとつて託宣を下し、自分は韓国に天降つた神、日本では菅田

（応神）天皇であると名乗つたという。こゝろいう伝えがひろまつた背景には、祠官大神氏の関与が考えられる。

仏教が広まるとそれを取り入れ、神宮寺を建て神前読経を行い、天平九年（七三七）新羅への使節派遣が行われた頃から、律令制国家に注目される様になった。

また大比留女という女王が日光に感じて神子を生み、母子ともにつほ船で流され、大隅に寄り付いたという大隅正八幡宮の由緒書から、八幡信仰の根底には母子信仰があつたとする説もある。

### 二、巫女の託宣

この様な基盤の上で、巫女がしばしば託宣するため、古代の律令制国家の政治に関わつた。

天平勝宝元年（七四九）の東大寺の大仏鑄造の際、大<sup>おお</sup>神朝臣杜女<sup>みわあそんりめ</sup>を通じ助力の託宣を出し影響力を行使したが、これは巫女の託宣に加え、宇佐に鍛冶神の機能が認められていたことも関連があつたと思われる。

それはともかくとして、これ以後ますます朝廷の信仰を受けるようになり、大事の際には宇佐に奉幣のために勅使が派遣されることとなり、古代後期の平安時代になると宇佐使<sup>うさつかい</sup>という名称も生じ有名になった。

また神護景雲三年（七六九）の道鏡の皇位継承をめぐ

る託宣は有名である。

貞観元年（八五九）京都の石清水に宇佐から八幡が勧請されると、朝廷、皇室から伊勢と並ぶ崇敬をうけ、源氏の氏神となり、中世になると武家の崇敬もうけ、武神としても崇められた。

なお、道鏡の皇位継承の件では、女帝称徳天皇の命を受けた和氣清麻呂が、宇佐八幡の神前で道鏡の皇位継承を否定する託宣を得た。道鏡はこれに怒って、和氣清麻呂を別部穢麻呂と改名させ、大隅に一年余配流したことがあった。

その流謫地の大隅国の中津川には和氣神社が建てられている。

いずれにせよ、大隅正八幡宮が、大隅一宮ともなり、大隅国内に宗教的權威を確立したのは、古代後期即ち平安後期に、八幡信仰が極めて盛んであったことを考慮しなくてはならないのである。

### 第三節 大隅正八幡宮領の性格

#### 一、形成

この大隅正八幡宮は、長久年間（一〇四〇～一〇四三）に国司から始良莊を寄進され、大隅正八幡宮領としていれる。これが、史料で確認できる同宮の最初の所領である。

その時期は十一世紀半ばであり、大隅正八幡宮は、全国的にみられた、新しい動向である郡郷院制に基礎を据えて、その所領を確立していったのである。

当時大隅正八幡宮は、厚い信仰を集め、宗教的權威を高めていたのであったがそればかりではなく、時代の流れを正確につかみ、時代に先駆けて所領拡大に力を注いだのである。

更に続いて、大隅正八幡宮は所領を増加して行く。それは、寛治元年（一〇八七）に同宮「執印」として大隅国へ来た行賢が、康治元年（一一四二）までの間に、大隅国の八幡宮の付近の所領を、積極的にそして大々的に、買い取ったり、寄進させたりしたためであった。

ところで、大隅正八幡宮の全所領が分かるのは、建久八年（一一九七）即ち中世が成立した後のことなのであるが、その内容は、十一世紀から十二世紀にかけての時期に行賢（更にはその後継者がいたかも知れない）が活動した産物である。

#### 二、構造

それによれば、大隅正八幡宮の所領は、大隅国の千二百九十六町三段小（約一三九〇畝）と薩摩国の二百二十五町（約二二三〇畝）の合計千五百二十一町三段小

(約一六〇〇畝)という広大な面積であり、それは大地私有制の盛んな当時の日本でも、群を抜いた広さであった。この所領は、いうまでもなく実質的には荘園、それも巨大な荘園であった。

大隅正八幡宮は、タイミングよく、郡郷院制の成立発展期という新事態を上手にとらえて、それを基礎にして所領を形成したのである。このために急速に広大な、実質的荘園を作ることができたのである。

この荘園の構造は、大隅国が主体であり、そのうちの五百町余が不輪で、残りは応輪であった。不輪とは、国衙に年貢雑公事を出す必要がないという、国衙から独立した荘園のことで、大隅正八幡宮がその上納物を受け取ることができた。これに対し応輪とは、年貢は国衙へ出し、雑公事は大隅正八幡宮が得るもので、国衙との関係を残したものであった。同宮の場合、薩摩国の所領は不輪であったから、全体では約四八%が不輪で、応輪の部分が若干多かった。

## 第四節 島津荘

### 一、成立と構造

ところで南九州には、同じ時期にもう一つ有力な荘園が存在していた。それは、万寿年間(一〇二四〜二七)

に太宰府の府官平季基が、日向国島津院を開発し、藤原道長の子で、当時閑白であった頼通に寄進して成立した荘園であった。

その後、鳥羽院政期(大治四年・一二一九〜保元元年・一一五六)に拡大し、日向、大隅、薩摩の三方国に約八千町(七九〇〇畝)という日本一の広さの荘園となった。その構造は、郡郷院制をもととし、四二%が不輪で、五八%が応輪(この場合、寄郡よりおのりといった)であった。この荘園を開発の地域名を冠して島津荘という。

### 二、同荘と大隅正八幡宮領

その成立の経緯、時期、構造等は、大隅正八幡宮領とまったく同一であるが、島津荘は太宰府の府官が、摂関家へ寄進するという中央貴族との繋がりがあり、面積も正八幡宮領の六倍以上あるため、同荘だけが南九州の荘園であるかの如くみられがちである。

しかし、大隅国についてみると、同荘は同宮領の一・一倍に過ぎず、ほぼ同一面積で、かつ国衙の付近は同宮領で固められているから、正八幡宮領の占める位置は、島津荘より遙かに大きい。

吉田の場合は、既に触れている通り、中世初期には大隅正八幡宮の所領であり、中世の前半は同宮との関係が

大きい。もつとも、島津荘大隅方の経営は、大隅国衙とも関わりがあり、その大隅国衙は、大隅正八幡宮領の経営に深く結び付いていたから、その限りでは、吉田も島津荘とは、まったく関連が無いとはいえないのである。

## 第五節 吉田の登場

### 一、桑原郡の郡郷院制

律令制の中で吉田の地域を含んでいた大隅国桑原郡も、治暦五年（一〇六九）には、桑東郷、桑西郷、吉田院と記録されており郡郷院制になっている（『祢寝文書』）。

この様に、大隅国桑原郡における郡郷院制の成立期に、「吉田院」が登場する。

いうまでもなく、これが現在の吉田町の吉田に相当する地域名称であり、その範囲は、現在の吉田町の範囲の多くと重なっている。

これが、中世吉田の史料上の初見である。

その他、大隅国の郡のうち曾野郡、大隅郡でも同様であり、十一世紀の半ば即ち平安後期には、大隅国衙の付近を主として国内の多くの地域は、先述の通り郡郷院制へと移行していった。

建久八年（一一九七）には、桑原郡の地は、先の三郷院の他に、帖佐郡、蒲生院、加治木郷に分けられている

（『旧記雑録』）。即ち、大隅国桑原郡は、桑東郷、桑西郷、帖佐郡、蒲生院、吉田院、加治木郷に分かれ、それぞれ直接国衙につながっていたのである。そして、それらはいずれも先に述べた大隅正八幡宮領に属していた。

### 二、倉院

ところで、ここで吉田は、吉田院として記録されている。この院とは、広く家屋に廻らした垣の意味から、建物一般を意味し、特に宮殿、官舎、倉庫、寺院の名称となり、平安時代に入ると、太上天皇の居所を指し、後には太上天皇を意味するようになった語である。

しかし、吉田院の場合の院はそれとは別で、官設の倉庫を意味することから発しているものである。

律令制の正税を収納する大蔵省、国、郡、郷の倉を正倉、正倉院または倉院といった。従って各国に平均二百程存在し、現在では既に、国衙、郡衙にあった倉院の跡が発掘され、その報告書も出ている。

延暦十四年（七九五）には、防災、運搬等を考えて、郷内にいくつかの倉院を設置することとし、分散化を図った。その倉院へ上納する地域の名称を以って倉院の名とするとともに、地域名に院を付けて一定領域の呼称としたのである。吉田院とは、吉田に置かれた倉院に正税を

納める地域を示したものである。前述の記録通りに設置されたものであれば、吉田の倉院は九世紀初頭には設置されていたことも考えられるし、その時期に始源を求めるところも可能である。

なお、倉院を管理する院司は、郡司と並ぶ存在となり勢力を持つ様になった。

## 第三章 所領としての吉田

### 第一節 所領の形成

#### 一、建部氏の領有

さて、治暦五年（一〇六九）初めて吉田院が記録されていたことを述べたが、それは同年一月二十九日に建部頼光が、自己の所領を六人に配分した際、弟の頼重に配分する所領の一つとして登場したのであった。

建部氏は、もともと称寝南侯の郡司で、頼光のころに大隅国衙で、在庁官人となり、権大掾ごんのだいじょうとなり、以後平安後期を通じて一族が権大掾職を相伝した。大隅の場合この権大掾が、在庁国衙役人の最高位であった。

また、国衙は、七つの「所」・「司」からなっており、

建部氏は徴税を担当する税所の検校職と、田地の管理を行う田所の検校職という重要な機構の責任者の地位を相伝していた。

建部氏の吉田院での所領は田と畠で、その所在地、納入責任者、年貢量については、別に「坪付帳」があった（この「坪付帳」は残っていない）。建部氏の吉田院での所領は院内に散在していて、吉田院全体が建部氏の所領だったのではなかった。

この建部氏の吉田院の所領は、同氏が、称寝の郡司から十一世紀前半即ち平安後期に、国衙の役人（当時在庁官人といった）になり、その権限を行使して小河院、桑東郷、桑西郷とほぼ同じ様にして、同時期に、散在する田畠を集めて所領としたものであった。

#### 二、大蔵氏の領有

建部氏に続いて吉田院を領有したのは、大蔵氏であった。その領有開始時期は、寛治年中（一〇八七〜九三）前後であったと考えられる。当時大蔵氏は、吉田院の院司であった。大蔵氏は一族が多いが、その院司の大蔵氏は三位大蔵氏といい、数代にわたり当院を領有し、天仁三年（一一一〇）には大蔵行忠が当主であった（「薩隅日三州他家古城主由来記」）。

この大蔵氏の吉田院の領有は、吉田院司の職務にかかわってできたことで、建部氏に比べると、吉田院との関係の度合が深かった。大蔵氏の吉田院との関係からみると、同氏の吉田院の所領は、建部氏の所領を受け継いだものではなかったと考えられる。とすれば、一時的には、建部氏と大蔵氏とが吉田院に所領を有した時期があったのかも知れない。そうだとしても寛治年中（一〇八七〜九三）ごろには、大蔵氏のみが吉田院の全体を所領とすることになったと思われる。

建部氏は、治暦五年（一〇六九）の記録以外に、吉田院に所領を持っていたという記録はないので、寛治年中（一〇八七〜九三）ごろには、吉田院を大蔵氏にまかせてしまったものとみてよいであろう。その大蔵氏もまた、後述するように、天仁三年（一一一〇）には吉田院を手放していくことになるのである。

この大蔵氏は、天承元、二年（一一三一、三二）には大隅国の権大掾であり、その頃に大隅国衙の在庁官人となり、その後は国衙の治安警察を担当する檢非違所の惣管職を相伝した。とはいえ大蔵氏はもともと、加治木郷の郷司であり、その子孫は加治木氏を名乗っていることからみても、近隣の吉田院を所領とはしても、そこに本拠を移したことはなかった。

以上より、十一世紀の後半即ち平安後期に、吉田院は建部氏、大蔵氏の所領であったことと、その領有は、両氏の郡司層（律令制の地方行政の責任者で、土豪として勢力のある層）として管轄下の土地を私領にしようとする働きによって実現したものとされることを指摘できる。しかも建部氏は祢寝南保が、大蔵氏は加治木が本貫地であり、それぞれの郡司であつて、吉田院領有以後もその本貫地をもとに活躍していった。彼らは、実力を持った郡司層であるが、吉田院の中ではその勢力の拡大を図つたようにはみえない。従つて、両氏とも吉田院の領有期間はそのほど長くはなかった。もつとも、前者は吉田院の院司だったことはないが、後者は吉田院司であつたし、前者は当院に散在田畠を所有したのに、後者は院を全体として所領としたという点では違つていた。

## 第二節 所領の確立

### 一、行賢と吉田

吉田院は、大蔵氏が領有しはじめてから数代目の行忠のとき、天仁三年（一一一〇）の一月十九日に、大隅正八幡宮の行賢によって買い取られた。従つて大蔵氏の吉田院の領有は二十年間程だったことになる。

この行賢は、先述の如く寛治元年（一〇八七）に大隅

国へ入っていたが、これは惟宗姓の父が、同年大隅国国司になったためであり、翌年大隅正八幡宮の執印職に任命された（五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考」（『日本歴史』第二三七号））。

彼は、宇佐の弥勒寺系に属し、寛治元年（一〇八七）の太宰大貳藤原実政が大隅正八幡宮の神輿を射つて、神王面を壊したことを契機として逆に太宰府を従わせ、天承二年（一一三二）の石体と八幡の二文字の出現に疑義をはさんだことを契機とし逆に大隅国衙を従わせ、寛治七年（一〇九三）には、大隅正八幡宮の修造役を薩摩大隅日向の三方国が、同じく同宮の神宝・装束役を西海道の前記三方国以外の六方国が、各々勤仕する体制を整え、かつ祠神官組織と所領とを拡大充実させた。

大隅正八幡宮社家桑幡氏に伝わる史料（三ツ石友三郎「桑幡文書」（『郷土史研究会誌』第三号））によれば、行賢は、まず十一世紀の末期に始良荘、荒田荘、蒲生院、栗野院にそれぞれ大隅正八幡宮の別宮を勧請し、それを通じて大隅正八幡宮の所領にした。これに引き続いて、十二世紀初頭に加治木郷、祢寝南俣、鹿屋恒見とともに、吉田院の地に、それぞれ大隅正八幡宮の若宮・善神王を勧請し、それを通じて大隅正八幡宮の所領にしている。

ところで、このとき吉田院に勧請された善神王は、そ

の跡を見出し得ないが、若宮は、『三国名勝図会』によると、本名の正一位正八幡宮がかつて若宮八幡と号した、本城の華尾八社大明神の境内に若宮大明神の祠がある、同本城に若宮大明神祠がある、など三社存在していたとの記事を見出しうる。いずれも行賢が勧請したと言う様な伝承を持つてはいないが、この中に行賢の勧請に関連するものもありうるのではなからうか。

また、前引書によれば、吉田院の範囲には、本名に前引の正一位正八幡宮と八幡八幡神祠とがあり、前者は中世になってからの鎮座と伝え、後者は中世後期の神鏡を有すると、行賢より後代に関するものではあるが、大隅正八幡宮に親近性のある八幡宮が存在している。

なお現在では、後述する本名の八幡神社と宮之浦の宮之浦八幡神社とが、吉田町の中で八幡の名称を伝えている神社であるが、いずれも大隅正八幡宮とのつながりは明瞭ではない。

## 二、正八幡宮領への道

ところで、行賢による大隅正八幡宮の所領化は、八幡宮のあった桑原郡とその周辺ですすめられている。いわば、八幡宮の境内をおし広げるような形であった。そのため、別宮や若宮をそれぞれの地域に勧請し、その地



域の人々をこれらの宮に引き付け、更にこれらの宮から八幡宮へと引き付けるという方法で、八幡宮へ信仰を引き寄せていきながら、その地域の経済性も八幡宮へと引き付けていくことを目指したのである。もともと、郡郷院にはそれぞれ幾つもの権益があったであろうから、それ以外の方法例えば、買取り等の手段を使うこともあったのである。

大隅国の各郡郷院が、大隅正八幡宮の所領となった際には、それ以前に郡司層等の所領になったときとは大きな違いがあった。まず、主導したのが祠堂であり、宮の勧請等宗教力を使用している。また、行賢は惟宗氏の出身で宇佐系であり、当時全国でみられた荘園制の展開について知識があったと考えられ、大隅正八幡宮領は、名目上は荘園にはなっていないが、当時の荘園が例外無しに本家と領家と二段階の荘園領主を持っていたが、この大隅正八幡宮領も、本家として石清水八幡宮善法寺を持つなど、実際には荘園的な性格を色濃く持っていた。そして、国衙の影響力を利用して、いくつもの郡郷院を一時に所領化したのである。

大隅正八幡宮領と言わず、例えば「大隅荘」という呼称が付けられてもそれ程違和感はなかったであろう。しかるに、行賢がそういう手続きをとらなかつたのは、大

隅正八幡宮領では、荘園の要件ともいえるべき不輸不入権（実際には、国衙役人の関与を断ち、国衙への貢納を不必要とし、私有性を高めること）が未確立で、大半の土地が国衙に弁済する義務を残し、応輸という性格の土地が多かつたためであろう。確かに、応輸の土地が多かつたが、完全不輸不入権が備わっていない荘園はいくらでもあった。したがってそれだけが理由ではないのである。

それよりも、行賢には、国家的な宗教という考え方があって、大隅正八幡宮は朝廷や国に必要な存在であり、国が経営に関わるべきものであると、大隅正八幡宮を公や国と切り離さないことこそ理想であるとしていたことを考えるのが良いのではなからうか。

既に述べたところでも、行賢は、大隅正八幡宮を太宰府よりも、当然ながら大隅国衙よりも上位に置き、西海道守護神としようとしていた。

自らは、土地の私有を進めても、大隅正八幡宮は公でなければならなかつたのである。大隅国衙よりも上位であつて、しかも国衙と大隅正八幡宮とは一体でなければならなかつたのである。

吉田院が大隅正八幡宮の所領となる際にも、以上の特徴は充分に發揮された。即ち最初、行賢は、吉田院の土

地を大蔵氏から買い取り、続いて善神王・若宮を祀り、同院全域で八幡信仰を喚起しようとし、八幡宮への信仰も最初まとまっていなかったかもしれないが、最終的には十二世紀初頭に同院全体を大隅正八幡宮の所領としたのである。

### 三、吉田のもとへの領主

行賢が、大隅正八幡宮の祠官組織の充実に努めたことは先に述べた。この点では、保安二年（一一二一）ごろから、祠官には在庁官人等が多数採用されはじめたこと、特定の祠官職は、特定の氏族が相伝していく方向づけがなされたこと、また大隅正八幡宮に所領を寄進した郡司層が祠官になっていることが目立っている。これらも、当時全国ではよくみられるところであるし、特に最後の側面は寄進地系の荘園で、寄進した実際の所有者が、その荘園の荘官となって権益を維持したのと同じ意味であって、行賢の功績の一つであった。

大隅正八幡宮領となった吉田院の前の領主は、建部氏と大蔵氏とであった。

彼らは郡司層系で、後には在庁官人になるが、同時期に大隅正八幡宮の「御馬所檢校」職になり、十二世紀後半にはその職を大蔵氏が相伝していた。

### 四、万徳

また、行賢は大隅、薩摩両国で広範に活動したが、その大隅や薩摩で、土豪的領主より土地を買い取り、私有地として自由に処理し得る所領を持つに至った。この部分を万徳（大隅では「万徳」、薩摩では「万得」と言うことが多かった）と名付けていた。

この名称は、徳が満ちるという祥号美称で、大隅国の国衙付近の郡等と大隅正八幡宮領の郡等に二百二十町余（二一八<sup>七</sup>と、薩摩国の国衙とその付近の郡等に百四十五町余（二四三<sup>七</sup>）も含まれていて、一部隣の荘園と論争中のものもあり、行賢が南九州の各地で所領の拡大に手を尽くしていたことを教えてくれる。

万徳は総て大隅正八幡宮領となった郡郷院内にあったことではつきりする様に、行賢が買い取りという方法を採用し、大隅正八幡宮領を増やすための一手段としていたのであり、行賢の私有地と述べたのはその性格についてであり、行賢の私領であったわけではない。

## 第三節 凶田帳にみる吉田

### 一、凶田帳

さて、大隅正八幡宮領吉田院の構成については、本来なら、大隅正八幡宮の史料によって述べるべきであるが、

その種の史料を欠いているので、ここでは『大隅国建久  
 凶田帳』という大隅正八幡宮とは別の組織が作成した史  
 料によって述べることにしたい。そこで最初に凶田帳に  
 ついて大略まとめてみたい。

この凶田帳と言うのは、一国単位に作成された土地台  
 帳のことで、この場合は、鎌倉幕府が九州各国の在庁官  
 人に作成させたものである。

作成時期は、中世の成立期で、頼朝が建久三年（一一  
 九二）征夷大將軍に任じられ、最初の武家の政権である  
 鎌倉幕府を名実ともに完成させることになったすぐ後の  
 同八年（一一九七）ごろであった。

それには、国内の田地の面積、荘公の別、荘園領主・  
 地頭・荘官・名主名など所領支配の状況を示す記載があ  
 り、幕府が御家人に所領を与えたり、御家人役を賦課す  
 る際の資料とした。完全な形で伝存するのは建久八年の  
 薩摩・大隅・日向国のものであるが、他に断簡として豊  
 前・肥前・肥後国のものであり、筑前・筑後・豊後国に  
 も存在した。この様に、九州諸国で同時期に作成され  
 たのである。

さて、『大隅国建久凶田帳』には在庁等申状が副えら  
 れており、それに鎌倉幕府の指令をうけた守護所牒が記  
 されていて、凶田帳作成の目的・事情が明らかである。

守護所牒には、在庁は急ぎ参上して国内の郡郷凶田、  
 荘園田数、本家・領家・預所および地頭・政所・弁済使  
 の名等を注進せよとあり、幕府の指令には、九州諸国の  
 国内事情にくだしい在庁に命じて惣田荘公を注進させよ、  
 田数、荘公の別、郡別の明細、荘公の地頭の名、政所・  
 弁済使の名等を注進させよ、これは地頭補任の現況を  
 知り政務の資料にするためである、とある。

また、薩摩国については同年、大隅国については翌年、  
 御家人交名が注進されており、幕府の支配力の強化と整  
 備とが、意図されたものとみなされている。

各凶田帳の末尾には注進した在庁官人の連署がみられ  
 るが、大隅国の場合では大判官代・諸司檢校・田所・税  
 所と目代が連署している。

即ち、この『大隅国建久凶田帳』は、鎌倉幕府に必要  
 な情報を記録した土地台帳で、直接大隅正八幡宮の所領  
 構成を示すものではないので、その点に留意する必要が  
 ある。

## 二、田地の区分と性格

凶田帳によると、吉田院は、十八町二段（一八・〇畝）  
 となっている。これは、水田の面積で、名公田制におけ  
 る公田と類似した性格を持っている。従って、この面積

は実際の耕地面積ではなく、課税等の基準となる公的面積であった。

この吉田院の十八町二段は、総て大隅正八幡宮領であったが、大隅の大隅正八幡宮領の郡郷院等の中では一番少なく、大隅一国をみまわしても、村を除いては五十町（四九・六〇）以下というのはほとんどない。院という場合も六十町（五九・五〇）以下は当院だけで、吉田院は記載された郡郷院等の中では最も規模の小さい単位であった。

ということは、吉田院は面積は小さくとも一つの単位として記載する価値を持つていたということになる。

その吉田院の面積は、次の様に区分されていた。

吉田院合計	大隅正八幡宮領	一八町二段
1	大隅正八幡宮の特定用途分	七町二段
(1)	御供田	二町
(2)	寺田	七段
(3)	小神田	三町五段
(4)	経講田	一町
2	用途非特定分	一一町
(5)	万徳	一町
(6)	公田	一〇町

まず、大区分1と2は、大隅正八幡宮の特定用途分と、用途非特定分の二つで、小区分は前者は四つ、後者は二つの計六つであった。

大区分は大隅正八幡宮との関係で、特定の用途に限られているのかそうでないかを示しているのだが、実際には1は正税官物を大隅正八幡宮に弁済したと思われるので、吉田院で正税官物を実際に弁済する立場の人々からみれば、八幡宮に納めるのか、国衙に納めるのかの違いを意味していた。

### 三、正税官物

中世の荘園では、年貢の問題が極めて重要であった。

この大隅正八幡宮領でも当然そうであった。この図田帳では、年貢は、正税官物と表現されていた。正税官物とは、この頃まで各地で広く使用されていた官物雑徭制における官物のことで、中世になり、鎌倉時代の荘園で年貢公事制が一般化するが、その際の年貢に相当するもので、田地の面積を単位に賦課される税のことであった。

大隅正八幡宮領の場合、1では正税官物を大隅正八幡宮に弁済することになっており、2では正税官物は国衙に弁済することになっていた。1と2との違いは、正税官物の弁済先の違いなのであった。その面言えば、併存

していた島津荘の場合「一円莊」と「寄郡」とに区分されてきたのと類似している。勿論1が前者に相当し、2が後者に相当する。

大隅正八幡宮領では以上の様に、基本的に正税官物即ち年貢系の納入物をどこに弁済するかをもとに、大区分していたのである。図田帳には、1には「不輸田」、2には「応輸田」と書かれているが、帖佐郡と蒲生院の1には特に「半不輸」として、正税官物は国衙に弁済すべし」と書かれている。これは、2に関する説明と読むべきだと考えられているが、もし1に関するものであれば、この両所領にのみ該当するとしても今後解決しなければならぬ問題になる。

それはともかくとしても、大隅国内の大隅正八幡宮領では1の合計は四百八十三町余（四七九<sup>七</sup>）<sup>七</sup>、2の合計は七百六十三町余（七五六<sup>七</sup>）<sup>七</sup>となり2の方が多かった。

#### 四、所 当

前記の正税官物の外に、弁済するものとしては所当があった。ところで、1については所当関係の記載が無い。これは、所当か所当相当分を別の形で大隅正八幡宮へ弁済するので、当然のことであるから書かれなかったものと解釈しておきたい。2では正税官物と違い、所当を

大隅正八幡宮へ弁済した。1と2とで、所当の弁済先は同じであった。この所当とは、種々に用いられる語であったが、ここでは田地の面積を単位に賦課される税という意味で用いられ、年貢公事制の公事系のを指しており、田一町（〇・九九一七四<sup>七</sup>）<sup>七</sup>に付き絹を十疋から二十疋程度弁済することであった。疋とは絹織物の長さの単位で、律令制では、幅二尺四寸（〇・七二<sup>七</sup>）<sup>七</sup>の長さ五丈二尺（一五・六<sup>七</sup>）<sup>七</sup>（または五丈二尺）のことで、後には二端（反）を意味した。

2の大隅正八幡宮への所当の基準量は、図田帳にも書かれていた。それによれば、(5)万徳は一町当たり絹十疋、(6)公田は一町当たり絹二十疋であった。吉田院の場合、この基準で計算すると、2の分として大隅正八幡宮に毎年絹二百十疋を弁済しなければならなかった。

#### 五、特定用途分

1の特定用途分の(1)の所当は、大隅正八幡宮の御供所・下御供所並びに御供所検校関係の負担するもの、(2)は、大隅正八幡宮の神宮寺浄土院、弥勒寺、東堂院、最勝寺等関係の負担するもの、(3)は本社等に関連して負担するものであった。

(1)～(4)の所当の基準量の記載はないが、もし所当を負

担すると仮定し、その基準が(5)と(6)との間の量であったと考えれば、一町当たり十五疋となり、その割で計算すれば、1の分として、毎年百疋程度を大隅正八幡宮へ弁済しなければならぬことになる。

吉田院だけでなく、小河院、桑東郷、桑西郷、帖佐郡、蒲生院と大隅正八幡宮に近いところには(1)〜(4)ともみられ、当院と共通しているが、曾野郡では(3)が無いし、加治木郷では(1)〜(4)の全部が無い、という違いがある。なお、それぞれ(1)から(4)までの面積はばらばらで一定の比率や合計限度というものは考えられない。なお、桑西郷には御服田、蒲生院には大般若田が付加されていて、当院、小河院、桑東郷、帖佐郡とは違っている。

## 六、用途非特定分

2の用途非特定分の(5)万徳の性格については既に述べた。その面積は、大隅の場合小河院の百六十町(一五八畝)が一番広く、吉田院は最小である。大隅正八幡宮に近い桑原郡とその近隣の郡郷院の場合はいずれも含まれているが、祢寝南俣等大隅正八幡宮と離れている場合は(5)を含んでいない。

(6)公田は、名公田制の公田系の田地であり、吉田院では全体の半分強を占めるが、図田帳では大部分が公田の

ところもあれば、1%に満たないところまであり、まったく一定していない。曾野郡、小河院、桑東郷、桑西郷、帖佐郡、蒲生院、加治木郷と大隅正八幡宮に近い所領では(5)、(6)とも含んでいて、その限りでは2の構成は当院と共通している。

## 七、経講田

(4)経講田は、国司から大隅正八幡宮への御祈禱料という意味で、正八幡宮の御宝(蔵)前で、講衆を募り經典を講じる経費に充てられるもので、曾野郡、小河院、桑東郷、帖佐郡、蒲生院では浮免で、当院と桑西郷が経講田であった。浮免とは、場所を特定せず全体で負担する形式の税のことであった。この(4)のみは、使用形態も、負担形態も(1)から(3)までと異なっていた。

## 八、所在場所

ところで、この十八町二段の田地は、半分より少し多くが、現在の吉田町の大字本名の地域にあり、残りが大字本城(当時は、本城とは言わず中納と言った)と大字宮之浦とに半分ずつ存在していたと考えられる。

当時の吉田院の公的な田地は、以上が総てであったと思われるので、そのころの吉田院は、現在の大字で言う

と本名、本城、宮之浦から成っていたと思われるのである。

田地の面積で比べると、本名が全体の過半を占めており、この地域が吉田院の中核であったとみることができ。また、この本名付近が最も古くから開発が進んでいたのではないだろうか。

#### 第四節 地頭

##### 一、鎌倉幕府と地頭

図田帳には、各郡郷院ごとに地頭の記載がある。地頭という語は、十世紀初頭から用いられ、土地もしくは現地そのものを指していた。それから転じて地頭人、すなわち現地を開発し、その開発地の地主として現地の有力者となった開発領主、根本領主を指す言葉となった。このような開発領主は十一、十二世紀ごろ各地に成長したが、彼らは自分が開発地を中心に形成した所領をまもるため、実質的な支配権を留保して、形式的に貴族寺社などの荘園領主に所領を寄進することが多かった。この場合、開発領主が自分のもとに留保した領主権の内容が「地頭職」である。これらの地頭のうち、平氏政権のもとで補任された者もあった。しかし平氏による地頭職補任は、とくに平氏と深い関係のある所で、しかも私的に

行われたにすぎない。地頭職補任の方式は、鎌倉幕府のもとにおいて全国的規模で、公的に行われるようになった。

源頼朝は、文治元年（一一八五）、源義経・行家の追捕を口実に、諸国に地頭を設置することを朝廷に申請して勅許を得た。ここに頼朝は、在地武士を地頭に補任することによって彼らを自己の家人化するという、私的主従関係設定の方式を、公法化することに成功した。設置範囲は、荘園領主たちの強い反対から、一時は謀叛人跡などに限定されたが、承久三年（一二二二）の承久の乱後は飛躍的に拡大し、三千余カ所といわれる京方の没収地にも地頭が新たに補任された。

鎌倉時代の地頭は、下地（土地そのもの）に対する一般的管理権、年貢徴収権、警察権、裁判権などの職権、および経済的収益権たる得分権をもっていた。地頭の得分の内容は「先例による」ということを原則としていたので、その地頭の成立事情によりまちまちであった。一般的には、その土地からの全収穫が地頭の得分となる。給田島、年貢以外の雑税が地頭に与えられる雑免地、段別に徴収する加徴米、百姓の人頭税ともいうべき在家役などあげられる。承久の乱後に新たに設置された地頭のうち、よるべき先例のない地、あるいは先例による得分

があまりに少ない地に限り、得分率が法定された。それは十一町ごとに一町の給田畠、段別五升の加徴米などを内容とするものであった。

## 二、中原親能

なかほらちかよし

吉田院の地頭は、他の大隅正八幡宮領の場合と同様で中原親能であった。彼は康治二年（一一四三）生まれ、父は中原広季の子で、大江広元と兄弟とか、実父は参議藤原光能であったが、母が前明法博士中原広季の女であったので、外祖父中原広季の養子となり、中原氏を称したとか言われている。

『玉葉』寿永二年（一一八三）九月四日条によれば、その後中納言源雅頼の家人となり、その子兼忠の乳母の夫の關係にあつたことがわかる。これよりさき親能は相模国の住人に養育され、そこで流人の身の源頼朝と知己となり、その後京都に帰っていたが、頼朝の拳兵を知って京都を脱出して関東に下り、頼朝の側近として政権樹立に参画したとする説がある。

初見は、前記『玉葉』の記事で、源雅頼に書状を送り、頼朝の使節として上洛することを述べたものである。その後同年十一月に頼朝の代官として源義経とともに上洛し、親能が对公家交渉のすべてを奉行していた。御家人

となり、さらに京都に滞在して、土肥実平と平氏追討の謀議をめぐらし、元暦元年（一一八四）二月十六日には後白河法皇の使として頼朝に上洛を促すために鎌倉に下向し、同四月には平家追討の頼朝の命を伝えるため再度使節として上洛、同年十月には公文所寄人、翌文治元年（一一八五）には源範頼に従って平氏追討のため各地を転戦、範頼の参謀役を果たし、同年正月には範頼とともに周防国より豊後国に渡っており、親能らの鎮西各地の転戦の功に対し、頼朝は感状を発給している。その後鎌倉に帰り、頼朝の側近として政権中枢にあつて重用されており、建久二年（一一九一）正月十五日には公事奉行人に任じられた。また、公家との折衝、京都と鎌倉との連絡にあたつており、その活躍から京都守護の呼称が与えられている。正治元年（一一九二）六月故源頼朝の女子三幡が死去したのを機に、親能はその乳母の夫であったことから出家し、以後掃部頭入道寂忍と称している。美濃権守、式部大夫、掃部頭、正五位下。明法博士、齋院次官、穀倉院別当でもあつた。親能の鎌倉における邸宅は亀谷にあつた。親能は、吉田院を含んだ大隅正八幡宮領田千二百九十六町三段小の惣地頭職にあつた。但し、この地頭職は、元久元年（一二〇四）より前に、大隅正八幡宮の訴えによって停止されたので、最大をとつても



十年以内しか続かなかつた（『吾妻鏡』）。

その他の所領所職として伊勢国荻野荘一方・昼生荘預所・東園・西園村・高垣名・福武名・高成名・豊富・安富・駿河国蒲原荘、越後国大面荘、近江国頓宮、美作国布施郷、阿波国高越、長門国所領所職、相模国大友郷地頭郷司職、豊後国大野荘地頭職、筑前国宗像郡東郷曲地頭職、筑後国上妻荘内蒲原次郎丸惣地頭職、肥前国佐嘉御領末吉名惣地頭職・基肆郡南郷堺別符行武名・長嶋荘惣地頭職、日向国島津荘寄郡新名五十町・浮目七十町・新納院百二十町・調殿十六町・宮崎荘三百町などの地頭職、薩摩国正八幡宮一円御領荒田荘八十町、鹿児島郡内地頭職、薩摩国惟澄所領などがあつた。このほか親能に關する伝承は少なくない。

親能は鎮西に多くの所領所職を有し、鎮西に特殊権限を有していたことは認められる。これら鎮西の所領所職は親能から子の中原季時、養子の大友能直に譲られていつた。承元二年（一一〇八）没。

ちなみに、このとき大隅正八幡宮領と同じく広大な面積を誇つた島津荘の地頭は、惟宗忠久であつた。この忠久は、各地の地頭であつたが、その中で早くからこの島津荘という荘園の名称を姓に採用し、島津忠久と名乗り、後には一族が島津荘の領主となつていつた。

## 第五節 まとめ

大隅国建久凶田帳によると、十二世紀末の中世成立期即ち初の武家政権である鎌倉幕府が全国政権化したとき、吉田院は、全域の十八町二段が大隅正八幡宮領であつた。この大隅正八幡宮領というのは、本家を石清水八幡宮善法寺、領家を大隅正八幡宮とする大規模荘園であり、地頭は中原親能であつた。

もつとも荘園とは言え、完全な大隅正八幡宮領は面積の三九・六%の七町二段で、残りの六〇・四%の十一町は、年貢を大隅国衙に納入するものであつたから、国衙との繋がりを維持するものであつた。

なお、大隅正八幡宮領の惣地頭職は、先述の通り、訴訟により十三世紀に入つてすぐ停止され、吉田院には地頭は置かれなかつた。その後と同宮領の三方所に郷地頭が置かれたが、これも元文元年（一一〇四）十月十七日には、造宮が成り難いと訴え停止された。以後同宮領には、惣地頭は置かれなかつた。

## 第四章 中世前期の吉田氏

### 第一節 吉田氏以前と息長氏

#### 一、源為重

吉田院は天仁三年（一一一〇）に行賢に買取られたが、その行賢は、当院を源為重に譲ったという。吉田院の領主は、行賢の後に、為重となったわけである。

為重は源為朝の二男と言われている。為朝は、通称を鎮西為朝といい、源為義の八男で弓矢の術に秀でたが、十三歳のとき、父の怒りにふれ九州に追われた。が九州でもその行動は改まらず久寿元年（一一五四）には父が解官された。やむを得ず帰京させられたが、保元元年（一一五六）保元の乱で崇徳上皇に組して敗れ伊豆に流され、治承元年（一一七七）そこで亡くなったと記録があるが、同島を逃れ沖繩に渡り舜天王になったと言いつたえられており、鹿児島県でも阿久根、伊集院、蒲生、知覧、喜界島等に関連する史跡がある。豊前国に住んでいたが、薩摩半島に勢力を持つて保元の乱の直前に薩摩国衛を攻撃した阿多郡司忠景の子の婿になったと言われている。大隅国での行動ははつきりしない。

為重の存在は確認されていないが、吉田院が行賢の所領と成つて以後、国衛に対抗したと考えられている為朝系の人物の所領に成つたとされていることには関心が持たれている。というのは、国衛に対抗するというのはある面では大隅正八幡宮の性格の一つでもあり、結果的に大隅正八幡宮の勢力拡大につながつたとも考えられるからである。

但し大隅正八幡宮は、大隅国衛と連携していたところがあつたことも軽視してはならず、為重を国衛への対抗勢力とのみ規定するわけにはいかない。

#### 二、息長氏

続いて吉田院を領したのは、為重から当院を譲渡された大隅正八幡宮祠官系の息長清道であつた。

息長氏は、近江国坂田郡息長（滋賀県坂田郡近江町）を本拠とする応神天皇の子、わかぬけふたまた稚野毛二侯皇子の子、意富お富等王を祖とすると言われ、かばね姓は公、古く真人と改姓した。皇室と姻戚で、中央政府の役人家とし、また地方役人となり各地で活躍した。大隅正八幡宮でも祠官となり、十二世紀初頭から権政所の検校職を相伝していた（『平安遺文』）。

### 三、助清

なお、清道の父は助清、助清の父即ち清道の祖父を息長宿禰雅純といひ（『島津国史所載吉田系図』）、助清は大隅正八幡宮の公文執当でかつ權政所であり、日本武尊の子、息長宿禰の四十余代目と称していたといひ、從三位、豊後守で、大隅正八幡宮三別当、同執印でもあったともいふ。

桑幡氏の「系図」によると長大夫、行賢ともいった。

この系図ではこの行賢を、既に述べてきた行賢と同一人であるかの如く書いている。これに従えば、清道は父方は惟宗姓で、母方が息長姓ということになるが、この点は、他史料による裏付けを待つているところといふべきであろう。（平安時代の息長氏は、權政所の檢校職を相伝しており、清道が、御供所檢校と權執印であるとすれば、清道の父が執印であったというのはいかがであるろうか。だが、清道は執印であったともいわれているので、そうであれば親子とも執印であり、その問題は解決する。）

助清の妻は、前述為重の娘であったから、吉田院を自分の妻の父即ち義父為重に譲ったことになり、その為重が、子へ吉田院を譲ったこととなる。もちろん為重からいへば、義理の息子の子（外孫）清道へ吉田院を譲った

ことになるので、それ程珍しい伝領とはいえない。が助清が直接子供の清道へ譲ろうと思つて、実現しえない理由があるはずで、それが氣になるところではある。

清道は、父が執印行賢であるとすれば、父方は惟宗系と息長系で、母方は清和源氏となる。

しかし、いずれにもせよ、後の記録は、吉田氏を息長氏としている。

## 第二節 歴史の吉田氏

### 一、初代清道

清道は、中世成立期である文治三年（一一八七）、建久三（一一九二）に「御供所檢校息長宿禰清道」、建保二年（一二二四）に「權執印息長清道」と史料にみえ、系図に長大夫、鬼市丸といひ、左兵衛尉、修理亮で、大隅正八幡宮執印、同諸職であったとみえる。史料では、權執印止まりであるのに、系図では執印とあり、どちらを取るのか今後の課題である。

とはいへ「御家五代他家古城主来由記」に「權執印吉田太郎清道」とあり、彼は、吉田院の領主と成る吉田氏の元祖である。

新しい時代の幕開きにふさわしい、新しい領主の登場なのである。

## 二、御家人

吉田氏初代の清道が、大隅正八幡宮の祠官であったことは改めていうまでもない。と同時に建久九年（一一九八）には、鎌倉幕府の御家人でもあった。これは、この年の大隅国の御家人の一覧表によると、多くの大隅正八幡宮の祠官に共通したところであった（『鹿児島県史料旧記雑録前編一』、五味克夫「大隅の御家人について」（『日本歴史』第一三〇、一三二号）。これも、成り期ならではのことというべきなのであろう。

## 三、吉清

吉清は、吉田氏の二代目。兄助道がいたが、弟である吉清が父清道の後を継いだ。鬼鶴丸ともいい、美作守で、吉田院司。薩隅日三州他家古城主由来記に御供所檢校、大隅正八幡宮公文執当、同御供所檢校であった。

建久三年（一一九二）に「權政所息長能清」と史料にあり、建久八年（一一九七）七月將軍頼朝より安堵の下文、同年（一一九七）大隅正八幡宮より安堵の下文を得たと伝える。

建仁三年（一一〇三）、建仁四年（一一〇四）、建永二年（一一〇七）に「御供所檢校息長」、建保二年（一一二一四）に「御供所檢校息長吉清」と史料にあり、權政所

から御供所檢校に榮進したというが、父のことを考えると、御供所檢校止まりというべきかもしれない。建久九年（一一九八）の大隅御家人の一覧に「權政所良清」とあるのが吉清で、父と共に御家人であった。

## 第三節 吉田氏の非御家人化

### 一、大隅正八幡宮と地頭

ところで、大隅正八幡宮は正治建仁年中（一一九九～一二〇三）ごろには、惣地頭中原親能を停止させた。その後鎌倉幕府は、同宮領の惣地頭は置かなかったが、領内の郷、荘と名とに一つずつ地頭を置いた。だがこれに対して、大隅正八幡宮は元久元年（一二〇四）前述の通り、造宮に障害となるとして訴訟し、郷地頭ともいうべき小規模地頭も停止させた。これは、鎌倉幕府に対して同宮が權威を持っていたためであろう。その後同宮領には、地頭は設置されなかった。この様に、同宮領での地頭の廃止は極めて早い時期で、実際に地頭が置かれたのは、十年にならない。この事件は、吉清のときのことであった。

### 二、大隅正八幡宮と御家人

ところが、大隅正八幡宮は地頭の廃止だけでなく、鎌

倉幕府の御家人も、同宮領から締め出そうとした。

大隅国では、大隅正八幡宮祠官は、一覽表にした名簿を提出するだけで御家人となったもので、將軍と個別に御恩と奉公に基づき主従関係を作り上げたものではなかった。將軍とは結び付きの少ない御家人であった。そこで、同宮が、御家人を排除しようとする、同宮祠官であった御家人（宮方御家人といわれていた）は、一斉に非御家人になってしまった。これも元久年間の頃のことだと考えられている。とすれば吉清も、割合早い時期に非御家人になったと推測されるのである。

吉田院は、特別な神領であるというのは、『諸家大概』である。それによると、当院の大隅正八幡宮祠官は皆、非御家人であるばかりか、大隅正八幡宮と御恩と奉公の関係ができていくが如くで、両者の間は將軍と御家人の関係と同じ様であった。大隅正八幡宮領の中でも、特に同宮の統率力が強く及んでいたと思われる吉田院では、非御家人化は徹底していたと予想されるからである。

#### 第四節 吉田氏の三代目から五代目

##### 一、守清

守清は、吉田氏の三代目。吉田太郎ともいい、吉田院司。大隅正八幡宮公文執当、同御供所檢校であった。

承久元年（一二一九）八月二十八日に父吉清より家督を譲られ、承久三年（一二二二）十一月に安堵の下文を得た。弟に清則がおり、大隅正八幡宮御供所別当となり、その子孫は同宮公文執当、御供所檢校等となった。この守清も父に継いで、前述の通り非御家人であったと推定される。以下もこれに従ったので非御家人であった。

##### 二、清弘

清弘は、吉田氏の四代目。太郎といい、大隅正八幡宮公文執当、御供所檢校で、暦仁元年（一二三八）六月父守清より家督を譲られ、建長五年（一二五三）七月安堵の下文を得た。建治二年（一二七六）石築地役配符案にみえる。これについては後に詳しく述べる。

妻は祢寝一族で、大隅正八幡宮領祢寝院南侯の佐多村の領主であり、御家人の佐多親高の娘。

##### 三、清高

清高は、吉田氏の五代目。又次郎といい、大隅正八幡宮公文執当、御供所檢校で、もとは、守清の弟、清則の孫清由で清弘の養子となった。

## 第五節 鎌倉時代の吉田氏

### 一、領主制

この様に、吉田氏は、中世前期即ち鎌倉期を通じて、吉田院の領主として存続した。

この間、大隅正八幡宮の祠官であり、当院の院司であったと考えられる。この院司は地方行政官であり、一般的には、郡司層と言われているものである。南九州ではこの間郡司層はしばしば地頭と在地での權益をめぐって激しい抗争を展開したが、当院では地頭は早くに廃止されていたので、吉田氏は吉田院では、領有している地域の名称を自己の姓名とし、郡司としての権限と權威そして責任を發揮して、領主制を展開したのである。

### 二、本家と分家

建治二年（一二七六）の史料に、

吉田院	二十町九段	正宮御供所清弘領
本名	十町三段	
中納	四町八段	長太夫幸道領
宮浦	四町八段	二郎大夫清持領

とみえる。これは、石築地役の負担の分担を書いたものであり、まず第一に吉田院が三地域に分けられているこ

図3 中世前期の吉田



本名と宮浦が現在の大字本名と大字宮浦に相当するので、中納は大字本城に相当すると思われる。

第二にそれぞれの広さがわかる。この面積は、当時の公的基準水田面積であり、中納と宮浦が同一で四町八段、本名はその二・一五倍の十町三段で、本名が他の二つを合わせたものよりも広い。

第三にこの三地区にはそれぞれ領主がいたことがわかる。正宮御供所清弘とあるのは、当然吉田氏四代清弘で

とがわかる。当時佐多浦地区が蒲生院に属している、吉田院ではなかった。前記した様にここにみえる本名、中納、宮浦がこの時期の当院のすべてであり、

ある。長太夫幸道の長太夫は、吉田氏初代清道の長大夫に通じ、吉田氏系図で、清道の長男系四代目に後述の通り幸道がいる。次郎大夫清持の清は、吉田氏の通字である。吉田氏七代目にも清持がいるがこれは同名異人であろう。この三人の領主は、吉田氏の本家歴代とその一族である。

なお、領と記載されているのは、そこを領していた人物が必ずその地に本拠を構えていたことを意味するものではないが、この場合二人が同一の場所に住み、本拠とし、三地区を単に名目上分けていただけではなく、実際にそれぞれの地区に本拠を構えていたとみるべきであろう。

もし、何らかの形でよそに本拠があったとしても、この頃から領主は本拠を構えるようになる、あるいは構えなければならなくなる時期であつて、この際も少なくともそれぞれの地区内に本拠を持っていたと思われる。

吉田氏は本家ばかりでなく、分家もあつて、この本分家關係を持つて、吉田院を領していたのである。本家は本名にいて、分家は中納と宮浦にいた。本家は大隅正八幡宮の上位の祠官であつたが、院司として分家を統率していたのである。

### 三、弁済使職と名主職

建治三年（一二七七）の史料に、左兵衛尉源等が、領家として、息長幸道を吉田院中納村弁済使べんさいしと同村名主職に任命するので、先例によつて「社国両方の課役を沙汰せよ」とある（『鎌倉遺文』）。

この息長幸道が、前述の長太夫幸道と同一人であることはいふまでもないが、中納村弁済使と同村名主に任じられたことは、彼が領していた中納が村であつたこと、前後するとはいへ、彼の具体的な権益が弁済使職と名主職とであつたことの二点をしらせてくれる。弁済使は、国衙と荘園（この場合は大隅正八幡宮領）の二方の年貢公事納入責任者で、地頭や名主が任命されることが多かった。薩摩では、平安期からみられ、特に島津荘の寄郡に多数存在し、年貢の収納にかかわつて土地を私有化し、年貢を弁済せずに勢力を拡大する者が多数知られている。大隅の場合も各地に存在していた。吉田院でも大隅正八幡宮と国衙の両方に課役を納めなければならない部分があつたので、弁済使が早くから任命されていたのである。また、名主とは、名公田制の名に系譜があり、自己の名の年貢公事納入の責任を持つ者で、畿内やその周辺では、農業経営者や有力農民であつたが、大隅・薩摩では大規模な名を幾つも領有し、多数の在家と呼ばれる耕

作者や下人等を所有し、領主的な経営をする者が多く、相伝譲渡の対象になった。地頭やその一族、御家人、国衙の在庁官人、大隅正八幡宮神官等やその一族が兼ねたり、地元の有力な農民や豪族が任命されたり、或いは私称したりする場合もあった。鎌倉期の半ばからは名が幾つかに分解し、小規模の名になる方向がみられ、これは名が新しい力を蓄えて成長することを背景としていた。

吉田院は名ではなく村であるが、この場合も、鎌倉後期に入って、今までは一括されていたものが、三地区として記載されることとなったとみることが出来るかもしれない。その場合も、既にそれより先行して、この三つの地区がそれぞれまとまりを持つてきていたのであり、このときに急に三地区ができたのではない。

#### 四、中納氏の系譜

なお、中納氏は系図によると、吉田氏初代清道の長男助道の子栄直が中納と名乗ったのに始まるとし、栄直が中納氏の元祖である。栄直は、又三郎、鬼千代、弥勒寺別当とある。

栄直の長男を幸直、次男を義直といい、幸直の子に幸道、幸張、幸道の子に道森と幸栄、幸栄の子に幸継があり、義直の子に尊直、尊直の子に重直がある。なお、

幸直にはもう一人子があり、国分寺別当であった栄道の子である道伴永寿に子がなかったたのでその養子になった。名を永久といった。この幸道については前に述べたところである。

#### 五、吉田氏の一族

その他、長五郎清言（文永十一年（一二七四）「建部親綱所領注文」、大隅正八幡宮神官長五郎大夫重清（元徳三年（一一三三）「建部清武申状」）等は一族である。また、権政所息長栄道（建保二年（一一二四）神官連書）、権政所助道（建治二年（一二七六）石築地配符案）は共に帖佐に所領があり、吉田氏と一族であろう。来由記は、桑幡中納言家は、吉田氏庶流としており、吉田院の外にも一族がいたのである。

## 第五章 元寇と吉田

### 第一節 元寇

#### 一、文永弘安の役と鎌倉幕府

チンギス汗によって、十三世紀初頭に巨大な帝国と



なったモンゴル王国は、元朝となり、中国大陸をその領国とし、フビライ汗（世祖）になると、日本遠征を意図し、文永十年（一二七三）十月五日蒙古と高麗の連合軍が対馬を襲い、二十日には北部九州の博多湾今津から百道原にかけて上陸した。しかし、この夜突如暴風が蒙古と高麗の連合軍の軍船を吹き払ってしまった。

鎌倉幕府は、この文永の役が終わると蒙古の再度の攻撃に備えて防備体制を固めた。その一つが異国警固番役で、博多湾沿岸の警備を目的とした。その二つ目は石築地役で、博多湾の今津から香椎にかけての約二〇キロの海岸線に、石築地即ち元寇防塁を築造することを主目的とした。これは実際には、石で堤を築いたものであった。石築地役の賦課の割合は、石築地そのものは田数一段について一寸の例が多く、石築地に備えられた武器類については石築地一丈の長さについて楯一枚・旗一流・征矢二十筋であった。石築地役は当初、労役・現物をもって負担されていたが、時がたつにつれて代銭納が多くなり請負が行われるようになった。代銭納の場合、田地一町について百十四文の例が知られる。いずれも、多大の労力と経済力と精神力とを必要としたが、御家人を中心に一国平均役でこの実施に努めた。

弘安四年（一二八一）五月蒙古と高麗の連合軍が対馬

を襲い、六月六日には博多湾での攻撃を始めた。この弘安の役では防衛能力高く、蒙古と高麗の連合軍は博多湾に上陸できず、体制を整え、七月三十日に再度軍船が博多湾にせまったが、その夜暴風が荒れ狂い、蒙古と高麗の連合軍の軍船は壊滅してしまった。

その後、永仁二年（一二九四）にフビライが亡くなるまで日本遠征が計画されたが、実現しなかった。鎌倉幕府は、引き続き博多湾の防衛体制を維持した。

## 二、大隅国の異国警固番役、石築地役

大隅国の場合も、異国警固番役、石築地役ともに実施された。前者は時期によって内容に変化があったが、建治元年（一二七五）の制によると、平常は毎年冬の九十日間即ち十月から十二月に守護に統率された御家人が、今津地区で勤番した。この異国警固番役は、大隅国の場合でも嘉元三年（一二三五）までは実際に従事したことが確かめられており、制度は何度も変わり、従事する者も減ったとはいえ鎌倉幕府の崩壊まで継続した。

後者は、建治二年（一二七六）に今津の海岸に沿って平均すると高さ二尺、幅三尺の石の堤を築くことであった。これは、各国の御家人が異国警固番役で担当した地区内に、それぞれが石の堤を築く様幕府から指定され

ものである。

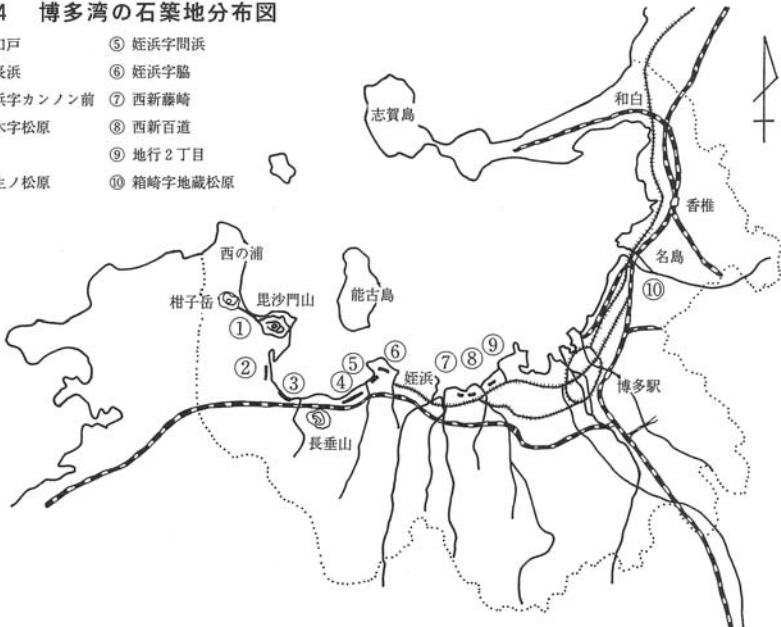
### 三、今津地域の石築地

今津地域の石築地は全石築地線の西端である。同地域は東は毘沙門嶽の麓から、西は柑子嶽の麓まで、約三キロにわたっている。石築地は現在の汀線からすると南方陸側へ約九〇メートルの砂丘上に構築されており、そのもっとも高い所は標高七メートルである。石築地遺構は、両側面・天端ともに玄武岩を主材とした石積みである。石築地の南はゆるやかに傾斜して低くなり、砂丘の後背地には、東に今津集落、西に大原集落おおはるが存在する。今津の呼称は博多の港津を古津とするのに対したもので、新しくおこつた港の意味である。袖の湊の名で、対外貿易の拠点として喧伝された博多が、河川から吐き出される土砂の載積で港津としての用をはたさなくなり、かわって今津が登場してきた。この様に今津地域は、博多湾でも重要な場所であつて、文永十年（一一七三）には元軍が上陸した。もちろん、守る側もここを重視し、この地域には特に厳重に石築地を作つた。

建治二年（一二七六）三月ごろ築造を開始し、同年八月中に完成させることを目標にしていたが、実際の完成の時期は、分担の場所により相違していた。修理は鎌倉

図4 博多湾の石築地分布図

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 今津字口戸      | ⑤ 姪浜字間浜   |
| 今津字長浜        | ⑥ 姪浜字脇    |
| ② 今宿横浜字カンノン前 | ⑦ 西新藤崎    |
| ③ 今宿青木字松原    | ⑧ 西新百道    |
| ④ 下山門        | ⑨ 地行2丁目   |
| 姪浜字生ノ松原      | ⑩ 箱崎字地藏松原 |





今津地区の石築地

幕府倒壊まではいうまでもなく、建武政権期および室町幕府初期までつづいて行われたが、十四世紀半ばごろから顧みられなくなり、埋没・荒廃していった。

明治以降、調査・発掘が行われたが、石築地は元寇防塁と仮称されている。昭和六年（一九三二）、今津・今宿・生の松原・西新町・地行西町・箱崎などの石築地遺跡が元寇防塁跡として国の史跡に指定された。同四十三年、福岡市教育委員会の事業として生の松原と今津の石築地遺跡が調査・発掘され、化学処理工法を加えて整備・公開され、現在に至っている（川添昭二『元寇防塁編年史料』）。

## 第二節 大隅国石築地役配符案

### 一、内容と性格

吉田院を含む大隅国については、建治二年（一二七六）の石築地役についての分担を詳細に記載した史料が残っていて（『鹿児島県史料 旧記雑録 前編一』）、既に詳細な分析がなされている（相田二郎『蒙古襲米の研究』）。これが、『旧記雑録前編』巻七所収調所祐恒伝所載の建治二年（一二七六）八月日石築地役配符案で、単に大隅国だけに限らず石築地の築造一般に関する諸原則を示す史料として貴重である。

この史料は、まず蒙古襲来によって大隅国に石築地役が賦課され、祐恒は調所職として大介兼税所某等とともに石築地役を同国内に割り当てたことを示すものである。本文は最初に、小河院内の地名とそれのおのの田数を記し、以下、曾於郡・桑東郷・桑西郷内の地名とその田数をあげている。これらの田数に対しては、石築地役の割合を記していない。

その桑西郷記載の次に、細工所給田三町五反と記し、その下に三尺五寸と記し、さらにその下には弥勒寺上座と記している。これは、細工所給田三丁五反が弥勒寺上座の所領で、その負担すべき石築地役が三尺五寸という

意味である。石築地役の負担の割合は、前述の通り段別一寸となる。以下の記載はすべて同一様式で、負担の割合は、中には若干相違するものもあるが、ほとんど段別一寸である。田数をあげて課役の長さが書いてないのがあるが、これは課役を免除されたものであろう。

終わりに、この石築地役は関東御教書と武藤経資の施行にもとづいたものであり、建治二年（一二七六）八月中に造成させるべきであることを書き、石築地役配分の直接伝達者の署名がある。その最初にみえる調所藤原というのは調所祐恒であり、以下、書生藤原・惣官大蔵・大介兼税所藤原・守護代左衛門尉藤原となっている。これは国衙の調所・書生・惣官・大介兼税所と幕府側の守護代との二種の要員から成っている。石築地役が一国平均の課役として、太宰府の武家側支配者たる武藤氏および大隅国内に課せられたことを示している。

## 二、石築地役配符案にみる吉田院

吉田院は

吉田院廿丁九段除賣進田一丁  
定十九丁九反

公田十五丁内除賣進田一丁  
定十四丁一丈四尺

万得七反七寸

経田一丁一尺

寺田七反七寸

小神田三丁五反三尺五寸

本名十丁三反一丈三寸 正宮御供所清弘領  
 中納四丁八段四尺八寸 長太夫幸道領  
 宮浦四丁八段四尺八寸 二郎太夫清持領  
 と記載されている。

まず、総面積は二十町九段（二九・八八）である。これは、七十九年前の建久八年（一一九七）に作成された図田帳と比べて二町七段（一・九九）多い。その内訳は、賣進田一町と、定十九町九段となっている。

次にその区分が三行に、五つ記載されている。この区分を図田帳の小区分と比較できるように整理すると、

ア	公田	十五町		(6)	十町
イ	万得	七段		(5)	一町
ウ	経田	一町		(4)	一町
エ	寺田	七段		(2)	七段
オ	小神田	三町五段		(3)	三町五段

となり、記載順が異なっている、が(1)の御供田が無くなったこと、(5)の万得が減り、(6)の公田が五町増えたことが異なっているとはいえ、大筋では共通している。

従って、前回の図田帳の区分を基礎とすると、若干混乱してきているが、もとの面影を残していると言うことができる。これは、基本的には、吉田院の構造が、大隅正八幡宮領として形成されたとときと共通した構造である

ということであろう。

しかし、この七十九年間に変貌を遂げつつあることを示していることも見落せない点である。公田がその比率を高め、それが全体の増加につながっていると同時に、その中に、貢進田という新要素があり、それだけが石築地役を除かれ、他は同一に扱われている。その面では、凶田帳でみられた、1と2という大区分が無くなっている様にさえ見えるのである。

その公田が最初に記載され、続いてかつての用途特定分が並んでいるのも、凶田帳のときとはまったく意味が違っているようである。

田の面積の下に記載されているのが、負担すべき石築地の長さであり、大隅国で共通する一町一尺の割合である。石築地の負担を除かれた分は含まれていない。

後の三行が、前の三行で小区分に応じて記載した石築地の負担を、地域とその領主別に再掲載したものであり、吉田院の田地の所在を示す貴重な手がかりとなっており、前述した。

この様に、この史料は、元寇が当吉田院の非御家人の所領にも、石築地役の負担として容赦無くのしかかってきたことを教えてくれるのである。

なお、この石築地役は大隅国衙に納入したものと思わ

れ、それをもとに御家人が今津で石築地を築いたのであり、吉田院から田地あたり何人と動員されたわけではないのではと考えられている。

## 第六章 中世中期の吉田氏

### 第一節 吉田氏の六代目から九代目

#### 一、清秋、清持、氏清、清元

清秋は、吉田氏の六代目。彦次郎といい、大隅正八幡宮公文執当、御供所検校であった。父清高より家督を継いだ。

清持は、吉田氏の七代目。次郎大夫といい、母は薩摩和泉右衛門入道生蓮の娘であった。大隅正八幡宮公文執当、御供所検校であった。父清秋より家督を継いだ。法名は月舟了運。

興化寺跡の五輪塔群の中に「康安元年（一二六一）十二月八日 月舟了運禪門」という銘の石塔がある。

氏清は、吉田氏の八代目。伊豆守、大隅正八幡宮公文執校であった。父清持より家督を継いだ。法名は松山了潤。弟の頼清（清直と改名）が、大隅正八幡宮御供所

検校となり、二代目より七代目まで相伝してきた大隅正八幡宮公文執当、御供所検校のうち本家家督は前者のみを相伝することと成り、後者は分家が継承した。

興化寺跡の五輪塔群の中に「永和五年（一三七九）三月十五日 松山了潤禅門」という銘の石塔がある。

清元は、吉田氏の九代目。伊豆守、父氏清より家督を継いだ。法名は瑞岩了秀。興化寺跡の五輪塔群の中に「尚長元年（一四二八）九月十一日 了秀庵主」という銘の石塔がある。尚長は正長が正しい。

## 二、大隅国守護島津氏との関係

ところで、時代が南北朝となると共に、大隅国でも鎌倉時代続いた北条氏方による守護の独占が崩れた。

薩摩国で守護として勢力を拡大していた島津氏は、初代忠久のとき、大隅国の守護職を得たが、建仁三年（一一〇三）比企能員が源頼家と共に（能員の娘若狭局が、頼家の子一幡を生んだので外戚として北条氏に対抗していた）実朝の外戚である北条氏を除こうとして失敗し、子の宗員、一幡ともに討たれた事件によって、大隅国の守護を解かれてしまった。

それ以来待望久しい大隅国守護職を、忠久から五代目の貞久が、建武三年（一三三六）に手に入れた。それ以

来島津氏は、足利尊氏方に属し、宮方（南朝）として大隅日向に勢力を伸ばした肝付兼重と戦った。

同年（一三三六）多々良浜合戦で尊氏方として活躍した貞久に対し、翌建武四年（一三三七）になると宮方は一斉に攻撃にでた。十月十八日には、その一貫として宮方の矢上高澄等が、貞久方の比志島城を襲撃した。これを救ったのが清秋であり、『島津国史』はそれを特筆している。

尊氏は、貞久と共に肝付氏等と戦わせようと、南九州に畠山直頭を派遣している。

しかし、この時点では志布志の楡井頼仲と、それと結んだ肝付氏の動きは華々しいものであった。この頃、早くも大隅正八幡宮とその近隣でも、肝付氏、島津氏等の大勢力の抗争と重なるように合戦が生じている。

貞和五年（一三四九）、直義の養子足利直冬が、尊氏に追われて九州に入った。当時將軍方では、北九州で肥後国守護の少式頼尚と鎮西管領一色範氏とが、南九州では日向国守護の畠山直頭と薩摩大隅両国守護の島津貞久とが対立していた。肥後国経営をめぐる範氏と激しくぶつかり続けてきた頼尚と、宮方の風雲児楡井頼仲を倒し、肝付兼重の子秋兼と連携し意気盛んな直頭とが、反尊氏の直冬と結んだため、直冬は急に大きくなり、將軍方

(北朝方)の範氏と宮方(南朝方)懐良親王と佐殿方(直冬の官職は左兵衛佐で、その唐読み)の直冬とが九州を三分する形勢となった。

### 三、大隅正八幡宮との関係

このとき吉田氏は、反島津氏方の佐殿方の畠山直顕側に組していた。が文和年間(一二三二―一二三五)の「佐殿方凶徒等交名注文」には、「吉田左近藏人忠清 但し忠清は味方に参ると言う」(『鹿兒島県史料 旧記雜録前編』)と書かれており、当初他の大隅正八幡宮の祠官系の領主と共に佐殿方であった吉田氏は、いち早く島津方へ移っている。

この忠清は、氏清か、氏清と同世代の人を指している。吉田氏が、かくの如く大隅国守護の島津氏に属すようになる、反島津方であった大隅正八幡宮方の祠官系の領主層と対立が深まっていった。

氏清の弟の頼清は、延文三年(一二三五年)に御供米を未納したという理由で、その大隅正八幡宮の御供所檢校職を解かれた。この背景には、吉田氏が、大隅正八幡宮の祠官系の中で一人島津方に付いたことを考慮すべきであるが、直接には次の様な事情もあったことが、康安三年(一二三六)の史料にみえている。

大隅正八幡宮領の吉田院等には、それぞれ散在御供田があった。その「御供田は、御供所が下地を知行し、器用の百姓に宛行い御供米を直納させて、公事に召仕う定めであったが、延文年中(一二三五―一二六〇)以後、所在の郡郷院の名主等が下地を押作し、御供米を弁済しない様になった。」

中世の吉田氏の所領の中にも、今までとは違う動きが生じていることも見落せないが、これで、吉田氏は、大隅正八幡宮御供所檢校職を失わざるをえなかつたのであった。

これ以後、吉田氏は大隅正八幡宮の祠官という性格を弱めていった。そして、それに替わって、大隅守護だけではなく、薩摩・日向の三方国の守護として、本格的に守護領国を形成していく島津氏の家臣団の中に入り込んで行くことになるのである。

## 第二節 吉田氏の十代目から十四代目まで

### 一、清正から位清

清正は、吉田氏の十代目。能登守、若狭守、弾正。法名は月峯了心。父清元より家督を継いだ。

守護島津元久の家臣となって活躍した。応永十七年

(一四一〇)元久が上京の際それに従い、將軍義持との会見にも従事した。

元久が没した際、伊集院頼久に対抗し、久豊が後継者となるのに功があつた。その後、応永十八年(一四二二)から応永三十二年(一四二五)まで久豊が、伊集院頼久をはじめ総州家、伊東氏等と抗争した間、久豊の家人として努めた。「惣奉行職」となり、馬飼所として六町を与えられた。後の下田の地である。

特に、吉田清正の一族中納氏は、清水、川辺、谷山等での合戦に大手柄をたてている(『山田聖采日記』)。

兼清は、吉田氏の十一代目。次郎四郎。父清正より家督を継いだ。道号は吳天。

泰清は、吉田氏の十二代目。父兼清より家督を継いだ。法名は心門了聰。

孝清は、吉田氏の十三代目。三河守。父泰清より家督を継いだ。法名は了徹。

位清は、吉田氏の十四代目。次郎四郎、若狭守。父孝清より家督を継いだ。妻は、戦国大名島津忠良日新斎の娘。永正年中(一五〇四〜二〇)島津忠隆と戦い、永正十四年(一五一七)二月十四日忠隆に下り、薩州家忠興を頼り和泉へ向かう途時、阿久根根から野田の間の松原で自害した。現在も若宮として祀られている。

## 二、応永二十年(一四一三)から

### 永正十四年(一五二七)までの吉田氏

この間、吉田氏は、守護島津氏のもとに大いに活躍したが、一方で島津氏に対抗した。その様子の主なものを『鹿兒島県史料 旧記雜録』前編卷三十四から卷四十二によって一覽表にしたい。

年	月	日	事	項	史料番号
1	応永〇	三	久豊吉田二御座、吉田若狭守鹿兒島ヲ攻ム	前編二	九二二
2	三	八	一 久豊吉田以下軍衆ヲ率給黎二到、吉田之從兵中納兄弟戦死		九三二
3	三	二	六 犬追物手組ニ吉田若狭守		九四六
4	二	四	九 吉田以下川辺ニ到、吉田若狭守兄弟一族戦死		九六五
5	九		吉田若狭守、久豊二告ゲ谷山ヲ困ム、伊集院頼久吉田二和ヲ請		九六六
6	三	二	三 六 犬追物手組ニ吉田若狭守		一〇五七
7	永	三	三 初任勘料引出物弁済、吉田院、帝釈寺 七反十四疋		一一〇三
8	一〇		福昌寺仏殿造営勸進、馬一疋、吉田興(息) 長兼清(花押)		一二二三
9	嘉	一	三 三 吉田若狭守細川持之ヨリ島津陸奥守忠国へノ合力ヲ仰下サル		一二七三



10	嘉吉二・〇・五	吉田若狭守畠山持国ヨリ島津陸奥守忠国へノ合力ヲ仰下サル	一二八七	28	明応四・四・七	吉田(孝清) 忠昌ヨリ谷山院内ヲ宛行ワル	一七三五
11	寛正七・一・二七	犬追物手組ニ吉田左衛門太夫	一四三二	29	永正三・二・九	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八五三
12	文明六・八	吉田ニ左衛門太夫金吾	一四九六	30	三・九	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八五四
13	八・三	犬追物手組ニ吉田次郎四郎	一四九七	31	三・八・五	忠治没、津友蘭窓、津友寺殿	一八六一
14	五・八・二	新田八幡宮笠懸ニ吉田治郎大輔	一五五五	32	三・五・六	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八七三
		(後三河守)アリ		33	六・一	犬追物手組検見ニ吉田若狭守	一八七四
15	七・一	吉田以下島津忠廉ニ従ウ	一五八五	34	六・一	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八七五
16	一・四	吉田飯山デ吉田衆鹿兒島衆ト戦ウ、吉田ノ手ノ中村藤左衛門尉、山崎掃部助、小山二郎五郎打タル、吉田勢退ク、	一六一四	35	六・一	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八七六
17	五・一	吉田治部少輔以下忠昌ニ参ル	一六二二	36	六・七	犬追物手組検見ニ吉田若狭守	一八七七
18	六・二〇	吉田治部少輔以下飢肥ニ戦ウ	一六七二	37	不詳	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八七九
19	延徳一・二・二六	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六七三	38	八・元	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八八〇
20	二・七	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六七四	39	九・一	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八八一
21	二・六	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六七五	40	九・〇	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八八二
22	二・一・八	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六七六	41	四・二・三	忠隆、吉田城ヲ攻メル	一八八三
23	一・三〇	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六八七	42	二・四	忠隆降参サセ城門之蟬鑪ヲ領納	
24	三・六	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六八九	43	二・七	忠隆内城ニテ泰平ヲ祝ウ	一八八四
25	四・一	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六九一		二・三	末吉宮里孫太郎正豊吉田犬馬場デ合戦	
26	四・六	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一六九二	44	三・三	萩野又左衛門尉、忠隆ヨリ宮之内浦名、本城名ヲ宛行ワル	一八八六
27	四・八	犬追物手組ニ吉田治部太輔	一七二二	45	九・五	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八八八
		吉田次郎四郎位清室ニ伊作九代善久ノ娘スナワチ忠良姉			九・六	犬追物手組ニ吉田若狭守	一八八九

## 第七章 中世後期の吉田

### 第一節 大永三年(一五二二)から

#### 文祿四年(一五九五)までの吉田

##### 一、戦国時代と吉田氏の十五代目

大永年中(一五二二)からは、大隅国は、薩摩国と同様に戦国時代になった。その後、島津氏の領国が秀吉に占領される天正十五年(一五八七)までの間が、厳密な意味の戦国時代であるが、ここでは、全国的にみて、文祿年間(一五九二〜九五)ぐらいまでは戦国時代の風潮がみられるので、まとめてみていきたい。

この時期になると吉田氏は、吉田を所領として維持できなくなってしまう。吉田氏は、宗清が父位清より家督を継ぎ、その十五代目となったが、実績ははつきりしない。母が戦国大名となった島津忠良の娘であることは、吉田氏が戦国島津氏に吸収されたことを意味していると言うべきなのであろう。

##### 二、島津歳久

吉田は、永正十四年(一五二七)以降、戦国大名とし

て領国を拡大しつつあった島津氏の所領となった。戦国大名となった島津氏は、新しい領地には、もともとの領主を置く場合と、新たな領主を置く場合とあった。吉田の場合は、初めは吉田氏が引き続いて領主とされたようだが、その期間は十年程度で、大永六年(一五二六)ごろからは島津氏の直轄となったものとみられ、城番が置かれたようである。後には、地方行政の責任者であると同時に、その地域の軍勢を率いる責任者を兼ねる地頭という戦国大名の組織ができるが、その前身の一つが城番であった。

その後、吉田は戦国大名島津氏が大隅西部を領国にするための基地とされたため、戦国大名島津氏の当主がしばしば吉田の城郭に滞在した。特に、天文二十三年(一五五四)以降弘治三年(一五五七)にかけては、島津氏が蒲生氏を攻撃するための最前線の居城としたため、蒲生龍ヶ城との間に合戦が繰り返されることとなった。この合戦は、戦国大名島津貴久が、父の忠良と、子供の義久、義弘、歳久等とともに総力を挙げて取り組んだもので、貴久の勝利に終わった。以後、島津氏は大隅を戦国領国としていった。

島津氏が勢力を拡大すればするほど、合戦は北薩、大隅半島そして日向、肥後、豊後へと展開していくことと

なり、吉田の地の役割はそれに比例して変わっていった。その過程で、吉田にもっとも長期にわたって領主となつたのは、島津歳久であった。その面からみると、吉田と最も関連のある領主は歳久であるので、現在も歳久にまつわる遺跡や伝承が当町には少なくない。そこで、歳久を、島津藩政期に同藩関係者(福崎某等とあるばかりで、著者は明確でない)が編纂した『本藩人物誌』によってまとめておきたい。

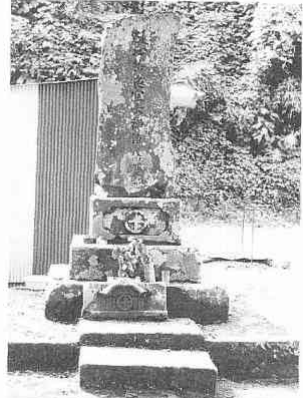
島津歳久は、父貴久と母入来院重聡の娘の三男として、天文六年(一五三七)七月十日薩摩伊作城(亀丸城とも言う)に誕生した。幼名又六郎。初陣は、同二十三年(二五五四)九月の岩劔城合戦。弘治元年(一五五五)正月二十三日蒲生北村合戦で貴久の危機を救う功績があったが、負傷した。

永禄六年(一五六三)に吉田の領主となった。が、歳久は引き続き島津軍団の重要な指揮官であり、各地に出張した。官職名は左衛門督であった。衛門府を中国名で金吾というので、左衛門督であった歳久を金吾と呼称するのが慣例となっている。永禄九年(一五六六)十月義久の日向三山攻めに従い、元龜三年(一五七二)九月から天正二年(一五七四)にかけて、大隅垂水の伊地知重興攻めの大将となり、桜島から垂水小浜城を攻略する

など前線に出た。

同三年(一五七五)三月から同五年(一五七七)十一月にかけて、兄義久主催の犬追物に射者として九回出場した。同四年には日向高原合戦、同六年(一五七八)には耳川合戦に従い、同八年(一五八〇)には吉田から薩摩那答院の領主に転じた。翌九年(一五八二)肥後水俣合戦の脇大将、十年(一五八二)肥後八代へ詰め、十二年(一五八四)島原合戦に従い、十四年(一五八六)豊後大友攻めに従い、翌十五年(一五八七)那答院に帰り、秀吉が川内から引き返す際鶴田に着いても挨拶をしなかった。これを病気のためというが、一般には秀吉に反発したためと言い、さらに秀吉の籠に向けて弓を射たと言われている。入道してからは、晴蓑せいさと称していた。文禄元年(一五九二)秀吉より、朝鮮への渡海の命を受けたが、病気で参加できなかった。その六月梅北国兼が反乱をおこした際、歳久の家臣が関係していた。このため、秀吉から歳久の成敗を命じられた義久は、七月十八日町田久信、伊集院久治を歳久に差し向けた。歳久は、竜が水において自刃した。

養子の忠憐は日置島津家となったので、その祖とされる。妻は、吉田の士、児島備中守綱明の娘で、初め中村氏に嫁し、離婚後歳久と再婚した。娘が二人あった。悦



島津歳久公招魂碑

窓夫人と言つた。歳久の首級は、京の秀吉のもとへ送られた。法名は、心岳良空大禪伯。

なお、天正

十五年（一五八七）ごろより手足が麻痺し、更に「中風」でもあったと言われている。城内には、島津歳久公招魂碑がある。

### 三、戦国期の吉田

以下に、中世後期すなわち戦国時代の吉田関係の主なできごとを、『旧記雑録』前編巻四十三から後編巻三十四によって一覽表にしたい。各項の頭の番号は、前の一覽表に続いている。

年月日	事	項	史料番号
46 大永三・三・七	勝久、吉田氏以下ヲシテ月野ニ		一九九〇
	発セシム戦死七三八人、		
47 六・三・四	忠良帖佐ヲ治伐ノタメ鹿兒島ヲ		二〇六六
	発シ吉田ニ到リ兵器ヲ修ス		
54 六・五・	忠良吉田谷山鹿兒島伊集院ノ地		一三〇二
	ト実久ノ加世田川辺トヲ交換セ		
	ントス		
55 六・	忠良吉田以下ト実久ノ加世田以		一三三九
	下ヲ交換セントス		
56 八・	伊地知左衛門二男新四郎吉田ニ		一三四三
	テ戦死		
57 八・六・七	貴久鹿兒島へ渡海樺山安芸守以		一三七二
	下馳參ズ、吉田ハ御外城ナレバ		
	申ニ及バズ		
58 一八・不詳	伊地知又八薩州吉田ニテ戦死		一六〇八
48 享禄二・	帖佐新城ノ地頭伊地知重辰ノ子		二二三九
	小次郎敵陣ヲ切通シ吉田ノ城ニ		
	楯籠		
49 六・三	勝久吉田へ続ク		二二五五
	六・六 馬場隼人介、弥八吉田番へ立		
	七・〇 隼人介吉田ヨリ帰		
50 天文二・八・四	勝久永吉攻メニ吉田左近將監以		一三〇二
	下戦死		
51 八・四	勝久永吉攻メニ吉田日置七箇所		一三〇三
	之軍衆ヲ催ス		
52 三・一〇・五	吉田軍衆以下実久ト結ビ鹿兒島		一三二三
	へ乱入		
53 五・三・二	勝久進退之儀ニツキ吉田へ校量		一三七六
	早々然カルベキコト		

59	天文一八・三	貴久吉田城ヲ新納忠元・三原重 秋・山田有徳・宮原景種・長野 兵部ニ守ラセル	一六一〇
60	三・二七 四・八	忠元以下賊兵ヲ拒ム 忠元以下興慶寺前ニテ戦ウ	一六一一
61	一八・三 三・二七	貴久吉田成リ難キ時分忠元以下 数年辛勞 終日戦ウ	一六一一
62	三・二七 四・八 二・三・九・三	興慶寺之前脇ニテ戦ウ 以上六年弓箭トイウ 義久吉田士以下ヲ率イ狩集カラ 日当比良陣へ到、知覽以下ノ士 卒吉田城ヲ守ル	一七二五
63	九・二四 一〇・二 九・一六 九・二〇	吉田士帖佐攻メ 義久岩剣城攻メノタメ吉田士卒 ヲ先陣トシ城西門ヲ攻メル 前夜吉田衆石神名字之者足輕一 人敵城之麓ニテ討死	一七三二
71	九・二七 一〇・一 一〇・二	吉田衆仕方ニ出ルモ何事モ無シ 吉田衆義久ト明日ノ仕方ヲ準備 明方吉田之人敵城之西口ヲ攻メ 垂レテ三重三重取リテ空家ニ放 火、退キ麓ニスワル	一四
64	弘治一・二・三	貴久義久吉田ニ到ル	後編一
65	一・	貴久義久吉田城ニ住居	二
66	一・	貴久義久吉田へ御出馬	四
67	一・二五	貴久義久兵ヲ帥シ吉田へ	五
68	一・五	貴久義久吉田迄御出アリ	六
69	二・二 二・二五	朝吉田衆蒲生へ釣仕役 吉田衆鼠尾ヲ敵一人打ツ、本田 宗左衛門高名	八
70	三・一 三・六 三・二四	吉田衆ハルケデ敵一人打、馬四 疋取ル 吉田衆蒲生畠田デ敵一人打、馬 八疋取ル	一三
	三・二七 四・二	吉田へ貴久義久御馬ヲ入レル、 奉公吉田衆弟子丸播磨守・敷根 源八 左衛門方・福島次郎三郎、 晚忠良吉田へ光儀	一四
	四・二 四・九 四・七	吉田ノ人数松山口ニサシヨリ矢 射込ム、中木場椿吉田衆御番 南方衆吉田ニウチヨル	
	四・七 四・二五	吉田へ蒲生衆カケ野伏吉田衆九 人打取、桑波田主馬養輪・遠矢 方此外ハ下々者ナリ 新椿ヲ助ケタ吉田衆、松山口マ	

72 弘治一・

デ追イ敵一人討取、吉田衆長田八郎右衛門小者越度

吉田氏以下貴久ニ背ク

吉田衆蒲生新栴へ馳籠リ近隣ヲ

取誘

五・三 義久吉田へ光儀

五・四 吉田へ敵来ルト聞キ井手之河内・

寺山玉子ノ山ニ伏

五・五 義久吉田之若宮へ瀬崎野駒ヲ寄進

五・九 京都ノ日吉大夫ヲ吉田ニ召シ会

見

五・三 吉田之脇田へ敵五百伏、義久御

出何事ナシ

五・五 義久吉田衆三百召連レ松山口

五・七 晩吉田之クキノウトカケ野伏何

事ナシ

75 六・三 東侯之足輕吉田へ参リ御目ニカ

カル

六・八 鼠尾ニ敵出ル

六・〇 吉田衆松山口へサシヨリ手火矢

射ル

六・二 吉田之西之宇都デ敵五人討ツ城

衆出合何事ナシ

六・三 吉田衆松山口マデ追ウ何事ナシ

一六

二一

二七

76 弘治一・六・元

貴久義久宮裏へ続何事ナシ

吉田之野首火事、蒲生衆アマツ

ツミへ出来、栴衆矢軍吉田衆追

ウ

77 八・二

八・元

前夜吉田ノクキノウトニ敵作種

リニ来ルヲ二人討取

吉田衆松山口へサシヨセル味方

手負五六人、ウチ一人越度貴久

宮裏マデ追ウ

八・三 吉田久木宇都ニ蒲生衆作職城衆

出合何事ナシ貴久義久中村マデ

追ウ

八・七 蒲生落人二八日朝吉田へ衆ヲ出

ストノ由ニテ鹿兒島衆吉野野原

へ出ル何事ナシ

八・〇 吉田衆横尾ロニサシヨセ七軍何

事ナシ

九・六 吉田ノ足輕久末ロニカケ野伏敵

一人討取

壬・〇・二四 貴久義久吉田マデ追ウ

一〇・二五 吉田衆五人蒲生横尾ロデ敵二

人討取、十五六才之童一人生捕

ル

二・二六 吉田衆本田宗左衛門手火矢ニ当

リ越度

二九

三一

三三

三四

三五

81

弘治 二・二・六  
村田越前守隅州吉田ノ地頭

二・二・一

吉田人数蒲生ノヒサセニ出敵ト  
手火矢射ル

四九

84 弘治 二・六・三

吉田衆三十待野伏テ敵六十人來  
ルヲ十一人討取ルコノウチ三人  
ハ名字ノ者

五六

一・五

吉田ノ足輕衆松山口ノ野ニ火ヲ  
カケル

85

一〇・一

吉田衆松山口釣仕度敵一人討、  
味方ノ川上殿内衆一人手火ニテ  
越度吉田へ義久光儀中ササガ尾  
マデ馬ヲ出ス

五八

一・二

吉田衆ササガオデ矢軍、出羽守  
殿殿原一人越度

一・元

吉田ノ足輕衆久木セロデ敵一人  
討

一〇・元

吉田衆ヲ北村衆カラ見ノタメ伏  
ス村田越前守内衆浜田善三郎敵  
一人討

五九

一・三〇

吉田ノ足輕衆三十人蒲生表大渡  
デカケ野伏敵一人討、兩日高名  
中間弥八兵衛

86

二・二七

蒲生城ヨリ打出鼠カ尾ニササエ  
テ戦ウ

六〇

82

二・二〇

吉田衆二十人蒲生荒平口ノ番屋  
ニ火ヲカケ何事ナシ

五〇

87

三・六

東俣厚地ニ敵來ル下々者二人討  
ト吉田ヨリ御左右

六一

二・二三

吉田衆百浦生岩上デ一人討蒲生  
城衆吉田塚マデ追ツテクル

88

三・二五

吉田ノ人衆以下荒平陣へ入ル

六二

二・二九

貴久義久吉田ニ続ク

三・三〇

義久吉田ニテ越年

六三

二・三三

吉田衆蒲生土矢倉ニ忍入、番衆  
四人討番屋ニ火ヲカケル

三・三一

吉田衆久木田権兵衛尉手火矢デ  
越度

六四

三・三四

貴久義久衆ヲ遣ス、コノ間しや  
うかうあんノ麦ヲ穫ル貴久義久  
横尾八幡山住吉デ作ヲ散ラシ北  
村衆ヲ川ヨリ向へ追話メ合戦、  
吉田衆嶋田隱岐守以下越度貴久  
吉田滞留

五一

一・七

尾上椿辺釣仕役、吉田衆河内玄  
蕃亮越度

六五

焼ク

一・三三

吉田之足輕五人尾上椿ニ忍入家

六六

吉田提津留マデ敵十人下々者三  
人取ラル足輕衆馳追ウ何事ナシ

二・二三

夜吉田之若衆三十人松山口ニ籠

六七

吉田滞留

二・二四

夜吉田之若衆三十人松山口ニ籠

97	8・五・二九	隅州吉田若宮、神名帖ニ載ル、	三二八
96	六・三	吉田兵歳久ニ卒サレ城門ニ攻入ル	二二七
95	六・三	吉田之騎歩ハ歳久ニ率イラレ城門ニ攻入ル	二一六
94	六・三	鹿兒島ノ住人本田刑部丞・瀧間美作守分捕、歳久真先ニ内城ヘ進ミ吉田住人ニ階堂帯刀・箕倉舍人佐・村田雅樂助合戦シ高名吉田之騎歩ハ歳久ニ率イラレ城門ニ攻入ル	二二三
93	六・三	横川城攻メ高名、吉田ノ住人・二階堂帯刀、箕倉舍人佐、村田雅樂助、瀧間美作守、本田刑部丞、浜田民部左衛門、浜田ハ敵七人ヲ切ル	二二一
92	五・六・三	貴久数多率イ横川城北原氏ヲ討ツ吉田之騎歩歳久ニ率イラレ城門ニ攻入ル	一一八
91	四・一・二・	吉田ハ前ヨリ村田越前 飢肥新山城主吉田治郎左衛門尉以下討タル	八二
90	三・八	夜吉田ノ足輕、敵方内掛之橋ヲ落ス	六八
弘治 三・二・二酉		吉田之足輕三十人シラハ河内内馬三足取ル、北村衆追ツテ山上山マデ来ル何事ナシ	
98	永祿 八・九・三	正一位・檀那貴久 本田次郎五郎、本田山城守親鑑ヨリ吉田宮之裏神之園之門之内道下一反半以下ノ知行ヲ命ゼラル	三二二
99	一〇・二・二酉	馬越城菱刈氏攻メノタメ吉田以下八千義久ニ率セラレ陣ス	三八〇
100	天正 二・二・二酉 一・二・六	義久吉田ヘ光儀 義久吉田ヨリ帰宅	七三二
101	四・一〇・六 八・八・	吉田以下義弘ニ率イラレ飯野ヘ肥後陣立、義久陳ニ 老中吉田新納右衛門佐(久将)・老中市来、吉田美作守(清孝)・地頭日置、吉田若狭守(清親・大蔵祖・隅州山田吉田云々)アリ	一一六三
102	八・	外城武辺衆ヲ召寄談合遊バサレ夕衆五四名中ニ吉田・野村狩野介殿、同・二階堂内匠殿、吉田・村岡城之介殿・アリ	一一六五
103	八・八・	肥後陣立、義久陣ニ吉田家老本田下野守親貞・阿多御使衆吉田美作守・帖佐ノ山田吉田若狭守アリ	一一六六
104	二・一〇・七	肥後攻メ吉田以下典厩・忠良・忠棟ノ陣ニアリ	一三七三



105 天正三〇四・ 寺社領、薩州吉田・上地十町一  
後編二  
八五七

106 文禄一・七・七 町田出羽守久倍鹿兒島ヲ癸シ吉  
分  
反四畝十七分・寺付五町七反八

田三到ル 九二七

107 四・六・元 秀吉藏入分 七千七百八十九石 一五四六  
九斗五合鹿兒島郡内吉田村

## 第二節 吉田城の城主

### 一、前期

吉田は、戦国時代の例に洩れずこの時期には、城が中心になった。この城は、吉田の政治だけでなく、そこに住む人々の生活や文化とも深いかわりがあった。そこで、戦国時代の吉田城を主としてその変遷を大略まとめてみよう。

既に見た様に、久豊の側近となつた若狭守清正のあと、兼清、泰清、孝清、位清と続き、島津氏とは隣接地のためもあり臣従していた吉田氏は、文明十七年（一四八五）島津忠昌と、永正十二年（一五一五）忠治と合戦をし、更に、位清は永正十四年（一五一七）二月十四日に島津忠隆に敗れ、薩州島津家を頼んだが阿久根で島津安久に

討たれ、吉田は島津氏領となつた。

忠隆は、この吉田城に老中村田越前守経定を当て、永正十六年（一五一九）忠隆没後は勝久が後を継ぎ、伊地知重成、春成兵部久清らが城代となつた。また享禄二年（一五二九）には、帖佐新城の伊地知重辰の子小次郎重常が当城に籠城したり、同年六月には勝久が当城へ到着したとか、鹿兒島から馬場隼人介と弥八が半月程城番をしたなどが知られている。天文三年（一五三四）には当城は島津薩州家実久に属し、同六年（一五三七）ごろまでに島津忠良の手に移り、同十八年（一五四九）にはその子貴久が、新納忠元・三原重秋・山田有徳・宮原景種・長野兵部らに城を守らせた。彼らは興慶寺付近で合戦に及んでおり、北薩・大隅勢の矢表に立たされたわけである。

貴久が天文十九年（一五五〇）鹿兒島内城に入ると、大隅攻略が話題となつた。そのため天文二十三年（一五五四）以降弘治三年（一五五七）まで、当城が島津氏の戦国領国拡大の最前線基地となつた。相手は蒲生氏であり、同氏の本城龍ヶ城との間で五十九度にわたつて合戦を繰り返した。

この間、島津忠良、貴久、義久と戦国島津氏歴代が当城を拠城としたが、はなはだしい時には蒲生勢により

野首に放火される事もあった。悪戦苦闘の上島津氏は、この大隅合戦に勝利し、当城周辺は戦国島津氏の領国となり、以後当城で直接合戦が行われることはなくなった。そして、永禄五年（一五六二）には吉田衆が歳久に率いられた横川城攻めに加わり、同十年（一五六七）には歳久に率いられた馬越城攻めをした。

## 二、後期

天正二年（一五七四）には歳久が在城、同四年（一五七六）義弘に率いられた飯野城攻めに、同八年（一五八〇）吉田の新納久将は歳久のもと肥後攻めに従っている。この間、永禄六年（一五六三）より天正八年（一五八〇）まで歳久が領したと伝えられている。

そして天正十五年（一五八七）大隅国は秀吉により義弘に安堵されたので、当城も義弘に属する事となった。文禄元年（一五九二）歳久が討たれたが、その際歳久よりの討手が当城に入った。歳久が所領であった祁答院へむけ通過すると判断されたためというが、あるいは旧領の当城へ入城する可能性も予測されたものであろう。文禄元年（一五九二）の町田久倍勢の在城以後は、その役割は大きくない。

そして文禄四年（一五九五）、薩摩国に属していた当

城は秀吉の蔵入分となり、秀吉没後は帖佐の義弘の影響下におかれたが、最早、特別視されることもなくなってしまうのである。吉田城はその使命を果たしたと表現してよいであろう。

# 第八章 吉田の中世城館

## 第一節 中世の城郭

### 一、歴史

古代末期即ち中世の形成期からみられるものを言う。その始期を具体的にすれば、十世紀ごろで、平安中期となる。

各地で私領が形成され始めると、それを推進する郡司層をはじめとして豪族が、所領を取り合うようになった。そのため、彼らの屋敷は防衛を主として作られる様になる。これを館たたらとか居館まがたといい、屋敷のまわりを垣根かきや土塀どべいや土を盛りあげた土塁どるいなどでかこい、その周囲を水堀や水濠などで区切ったものであって、特別に軍事的な機能をもった施設はなかった。自然の地形を利用した小規模なものであったが、武士の勢力拡大とともに大きなも

のとなつていった。これは武士が一族とともに日常の生活をするところであり、また政治をとる場であつたので平坦地かその周辺に立地した。付近には家臣たちの屋敷があつた。

武士団が形づくられると合戦も多くなりその規模も大きくなく、臨戦用に主には防衛上の配慮を持つ施設が成立してきた。館とペアーで存在しほとんどが山や丘など要害の地にいざという時にたてこもる簡単な建物をもつもので、詰城と呼びならわしている。

鹿兒島でも郡司・郷司層と、東国より下向してきた御家人・地頭層とが主に居館を拠点としていた。

南北朝期（十四世紀中後期）に入ると、武士層の動向は領地の争奪を基軸とした合戦一色になった。このため山城が発達し、特に館とペアーの本拠となるような山城は、本城として大規模なものとなつていった。軍勢規模の増大に合わせ、もとは単郭であつたが、複郭へと規模・構成を多岐なものとしていった。本城のまわりには支城がおかれ、合戦がはじまると家臣が配置される。一方大量の家臣を率いた攻撃方は、砦や陣を築いて、それらの支城や本城に対決した。室町期（十五世紀）に入つて一時合戦も減り、山城も廃城となつたり空き城となつたりしたが、応仁文明の乱（十五世紀後半）以降合戦も激し

くなり山城は強化されていった。

鹿兒島でも全域に山城がみられ、島津本家の居城である清水城のように守護領国制の中核となるものを除くと、大部分の城郭は当時の主産業である農業と深いかわりをもつており、現在からみると山奥ともいえる場所に位置している。

戦国期に入ると合戦は常時みられるようになり、山城が多数みられるようになり、その本城は家臣団の屋敷をも含むものもでてくる。曲輪の数は多くなり、複雑な縄張り盛んに用いられ、中心となる曲輪をはじめかなりの施設が作られるようになった。中核となる本城の近隣には支城が設けられ、他勢力との接点には境目の城を築き、連絡用に繋ぎの城を築くなど、交通・通信網の確立に意を用いている。各山城は河川を防衛線として利用しつつ、尾根との切断をはかる大きい堀切りを造り、曲輪の間には空堀を配置している。曲輪の防衛に必要な部分には土塁を築いており、一部には石塁も使用されている。

鹿兒島でも、この時期に山城はもつとも展開をみた。とくに守護大名から戦国大名へと転換をとげた島津氏の領国再統一は、国老や一族の本城の攻略によつたので、この一連の合戦のあつた地域では山城が高度に発展を

みた。大規模な領国統治を始めた島津貴久の築いた御内を唯一の例外として正に山城の時代であったが、天正十五年（一五八七）、島津氏は豊臣秀吉の統一政権に組みこまれ、中世社会にピリオドがうたれると山城の役割は急速に低下していった。もともと鹿児島で山城が廢城となるのは、各地における麓の確立する藩政初期であった。なお奄美地方では、沖繩様式の城郭があった。

## 二、山城

この時期の城郭の主力は、山城であった。これは天守閣と巨大な石垣で知られる近世社会の城すなわち平城と対比するとその性格がはっきりする。すなわち平城が平地に立地するのに対し山城は台地や丘陵地に立地し、前者が堀・石垣・天守閣を持つのに対し後者は空堀・土塁を中心とし、前者が一藩に一城に対し後者は一郷に一城のみであり、前者が恒常的なものに対し後者は一時的なものとの恒常的なものの二種があり、前者が政治向きであるのに対し後者は合戦用であり、前者が建築美で知られるのに対し後者は自然美を誇るといわけである。すなわち山城は中世に特有なものである。以上の平城との比較を念頭にいうならば、自然地形の独立山体、舌状台地の先端、山稜の突出尾根の先端を利用し、頂上から山腹にか

けて数段の広場を作った合戦向きの城郭である。基本的に土のみで構成され、地形に影響され全体の形は個性的で多彩である。

## 三、構成

中核部分は、曲輪である。曲輪は丘陵地、斜面を削平した広場で、形は様々であるが、長方形か正方形が基本である。それぞれ出入口がある。曲輪には木造平屋の施設があり、二階建以上の櫓台が置かれた。曲輪端には土塁または自然の地形を生かした土塊がある場合がある。曲輪と曲輪を結ぶのは空堀・道などで、特に曲輪と曲輪を切断するのにまたは外側との切断するのに用いられる空堀が大切である。広い空堀には馬場の役割もあつたし、侵入者をこれに導き曲輪より攻撃することや、武術・馬術の訓練の場でもあつた。道にも隠し道、偽道または曲道などの工夫があつた。正面が大手門、その道を大口、裏が搦手門、搦手口で、門の内付近に柵形が置かれるケースがある。河川等を内堀、外堀的に利用したり、低湿地等を利用することが多い。尾根筋等は二重、三重の空堀で切断するが、この地を野首と呼びならわしている。以上を総構といい、この外に出城・支城など監視・連絡・前衛などの目標をもつ部分が付属する。弓場・

馬場・家臣屋敷などが総構の外内にあつた。

曲輪の配置も知恵の出どころで、最後まで守るべき曲輪が城主の入るところで、詰の城であつた。曲輪名は、某丸と呼ぶケースと、某城と呼ぶケースとある。後代郭の字をあてた。井戸、塵捨、上水、下水路、工房、倉庫や特に狼火台、舟着場、庭園などの施設が必要に応じて作られている。この構成を縄張りといっているが、近世以降に廃城となつてから作られた縄張り図等は、すべて正確とはいえないが、大いに有益な資料である。

#### 四、遺構

長い間放置されてきたもので崩土などによる変形は避けられないが、基本的には大半が存在しており、各地に遺構や、土師器類、青磁類、石造品類、銭貨類等の遺物もかなりみられる。しかし、遺構は広範囲に散在しているので全体の確認は難事で、慎重な取扱いを要する。近年、大型土木機械の出現で遺構が破壊されるケースが出ている。

中世、特に中世の地域社会の政治・経済・文化の中心となる場であるので、中世地域社会の歴史に欠かせない貴重な資料であり、ひいては日本史にとって欠かせない手掛かりなのである。

また、自然の地形を活用した人類の歩み、祖先の智慧には学ぶべきところ味わうべきところが多いし、味わい深いものがある。

### 第二節 吉田の城館

#### 一、城館の遺跡

現在、吉田町にある中世関係の史跡のなかでは、城館遺跡が特に重要である。城館跡としては、鹿児島県教育委員会が昭和六十二年二月に県内全域で行つた中世城館跡調査の報告書として刊行された『鹿児島県の中世城館跡』に記載されている四つに、平成二年に町教育委員会会の調査された、大字本城小字土津に大規模な土塁、空堀、曲輪跡を残すものがある。報告書にあるものの概要は、下の通りである。

名称	所在地	立地	現況	規模・形状(m)	残存度	存続期間	築城者	在城者	地名	遺構	備考
本吉田城	本名字瀬戸	丘陵	林	100×250 複	良			吉田氏	瀬戸	郭・空堀	発掘有 ( <sup>※</sup> )カユエカ城
上城	本名字上城	丘陵	山林 畠	200×250 複	不良			吉田氏	上城	腰郭・空堀・礎石 古林	(報告書あり)
松尾城	東佐多浦 字松尾城	丘陵	山林	500×600 複	不良	応永末期～ 元和5年	吉田氏	吉田氏 島津氏	松尾城	郭・空堀・たつ堀 土塁・水の手	( <sup>※</sup> )吉田城
鳶巢城	宮之浦 字馬場園	丘陵	山林	200×300 複	不良	南北朝～		矢上氏	馬場園	腰郭・虎口・櫓台 堀底道	

## 二、本吉田城

前記四遺跡のうち、中世の吉田の歴史との関連を考えると、次の点が考慮されるべきであろう。

成立期の吉田氏についていうと、本名がその本拠であった地として極めて有力視されている。これに見合うのが本吉田城である。次に中期としては、吉田氏は本名、本城、宮浦の三地区にそれぞれ本拠があったと思われ、本吉田城跡、上城跡、鳶巣城跡の内前二者との対応が考え



本吉田城跡

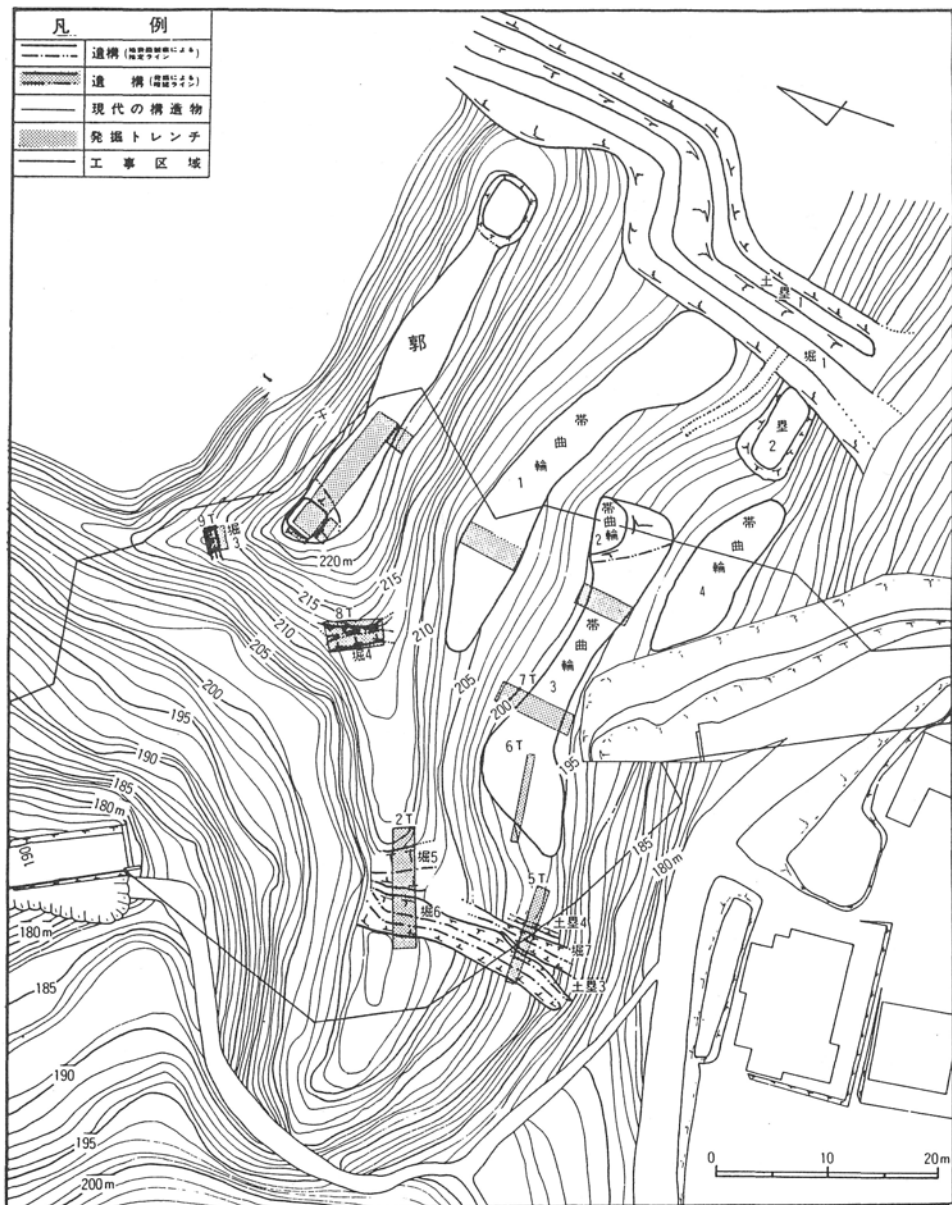
られる。そして、吉田氏は後期に至る約五百年を吉田の領主として過ごしている。その間に本拠の城館は、山間をより下流へと移動するのが通則であり、その変化は、本城への本拠の移動、更に佐多浦への移動と考えられ、

それに対応するのが上城から松尾城への推移である。最後に、末期の戦国時代、島津氏の戦国領国確立の初期に当町が最前線となった。佐多浦がその拠点であり、松尾城はその中心であった。

まず、本吉田城について、鹿児島県教育委員会『本吉田城跡（カユウカ城跡）』をもとにまとめてみたい。

遺跡は、大字本名小字本吉田を中心に分布している。町立本名小学校と正八幡宮の境内の北に位置し、標高約二二一メートルの丘が主となる部分である。現在、県道鹿児島本名線によって主要な部分の西から三分の二が破壊されてしまっている。南と北を本名川の支流である前川、後川が流れている。丘の東西には空堀が通り、特に西の空堀が野首となっている。丘の北側は頂上から急な崖で、南にはかなり広く緩斜面があつて川に至る。以上の範囲が城館の範囲であろう。頂上に幅五メートル、長さ四〇メートルの平坦面があり、東端に櫓台様の部分がある。これに並行してその下一五メートルの所に平坦面があり、その五メートルの少し西にずれた所に平坦面がある。いずれもほぼ同じ大きさである。三段目の二メートル下にやや東よりに長さ一五メートルの平坦面があり、この間に坂虎口がある。全体で、東西六〇メートル、南北七〇メートル、耕地面との比高七〇メートルという構造で、空堀は大がかりであり細工もあるし、大手も整備されて

図5 本吉田城遺構配置図・トレンチ位置図



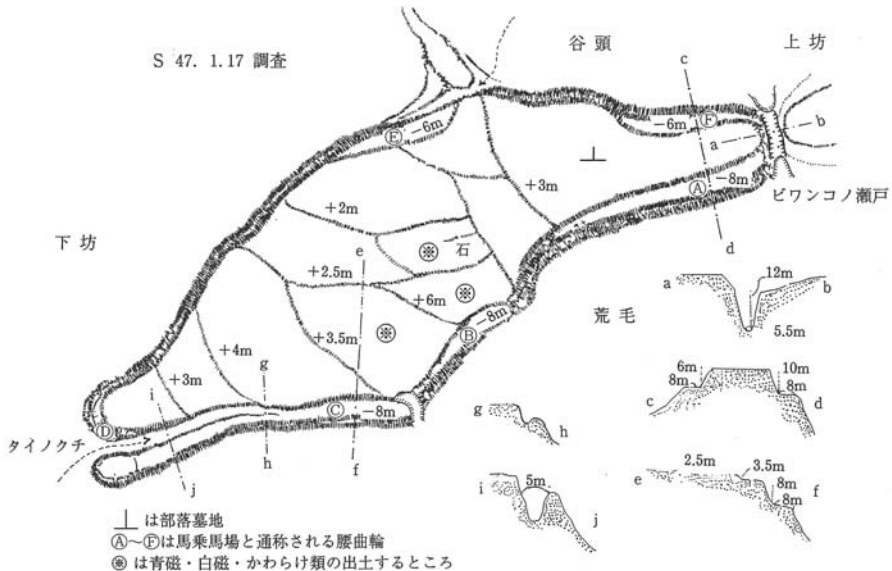
いるが、簡素な城郭である。発掘調査では遺構を見つけていない。遺物は、十五、六世紀のもの数点である。記録によると、この城は大蔵行忠の城で、後に吉田氏初代清道に譲られている。清道が台所としていたので、粥と関連があったため「かゆうか城」と呼ばれていたと言う（薩大日州古戦場記）。この伝承と、中世の吉田氏の変遷を勘案すると、当城は、中世前期、初期の吉田氏の城館と考えるのがよいのであろう。この山城は、物見のためと、詰城の名物で、館がこの山城と前川との間にあったのではなからうか。十五、六世紀の出土品は後代のものであろう。

### 三、上城 うえんじょう

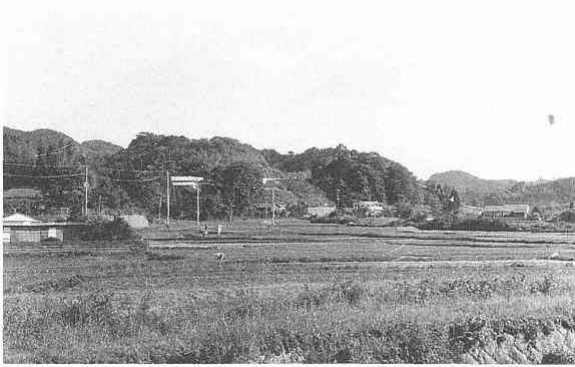
次に、鹿児島県教育委員会『九州自動車縦貫道関係埋蔵文化財調査報告書 XI』をもとにまとめてみたい。

遺跡は、大字本城小字上城を中心に分布している。町役場の南五〇〇メートルに位置し、標高約四〇メートルの台地上に位置する。現在、九州自動車道によって西南側を主とし四分の三が破壊されてしまっている。東と西を本城川とその支流が流れている。台地の北は先端が急に落ちこみ、南はびわんこの瀬戸と言われる空堀が野首をなしている。この空堀は城側が厳しい崖となっている。台地上は耕地

図6 上城跡実測図







上 城 跡

であったため、平坦面が幾つかの階段状になっていたことは分かるが、曲輪の様子は不明である。南が高く、頂上は墓地となっている。西側の上から六段の所には、馬乗り馬場と言われている腰曲輪が取り付いている。南にも所々に同じ上から六段の所に腰曲輪がある。出入りは坂虎口で、屈曲があり、腰曲輪をつかい北西と南東とにある。土塁がみられない。崖も急なものとはいえず、緩斜

面である。斜面を  
含む台地が城館で  
あろう。全体で、  
東西二〇段、南北  
一〇〇段、耕地面  
との比高一〇段と  
いう構造で、簡素  
な城郭である。遺  
物はかなり多く、  
かつ竜泉窯、越州  
窯の青磁、白磁を  
はじめ土師器等で、  
十三、四世紀のも  
が目立っている。  
記録によると、

この城は、文和元年（一三五二）に自殺した吉田美作守清存の居城といい（『三國名勝図会』）、また元々中納氏の居城であるとも、この城から室町末期、吉田清正のとき松尾城へ移ったとも言及されている。この伝承と、居館の礎石と思われる大石が観察されること、中世の吉田氏の変遷を勘案すると、当城は、中世初期に中納氏の居館で、中期にも吉田氏に利用されたと考えるのがよいのであろう。

#### 四、松尾城

「吉田松尾城の研究」をもとにまとめてみたい。

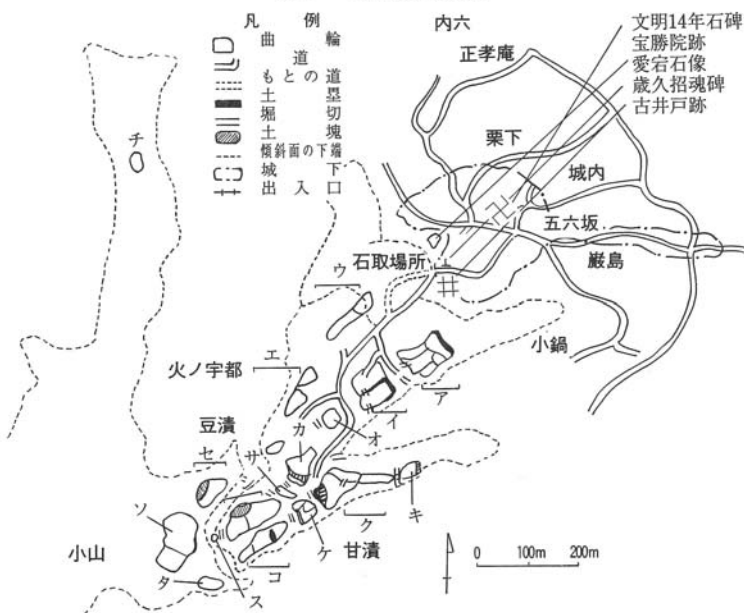
遺跡は、大字東佐多浦小字松尾城を中心に分布している。島津歳久招魂碑や宝勝院跡のある城内集落の北側の山である。現在、石切り場となり北西が十分の一程破壊されてしまっている。北を思川が、西をその支流の本城川が流れている。南西からの山がなだらかに北東に落ちこみ、南西側は、すばらしい立て堀が二本あって野首をなしている。この空堀は垂直に一〇段はあるかという厳しいものである。大手は北側で、てのくちと言われる谷から入る。石切り場となったため、まったく面影は無い。通路は空堀で、尾根の中央を通る。途中で鍵型に二回曲がっている。とうとう走りと言う中央付近は幅二段



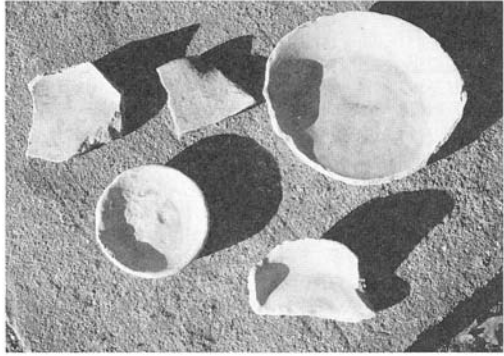
松尾城跡

の掘り通しの道である。この空堀の両側に平坦面が並ぶ。いずれも土塁を持ち、各辺一〇呎を超える大きな曲輪である。大手から空堀の西に田代城、尾之城、本丸、東に松尾城、中ノ城、向の城、野村城と名付けられた曲輪が続いている。いずれも耕地であったため、きれいな平坦面になっている。本丸が最高所で、南側に大きな櫓相当の台地がある。大手の付近には現在耕地・宅地があるが、

図7 松尾城縄張図



ここも曲輪であったと考えられる。山の斜面は削り取られ、いずれも急斜面になっている。斜面を含む山とその北の緩斜面が城域であろう。全体では、東西方向に幅



松尾城跡地採集品〔土師器類・平原政治〕

四〇肆〜一〇〇肆、南北方向に五〇〇肆、耕地面との比高一〇〇肆という大規模なもので、本格的な構造で完成された城郭である。遺物も各所である。しかし主なものは土師器類である。

記録をもとに、

この城は、応永末年（一二四二七）に吉田清正が築城したとされているが、その場合は、曲輪本丸と向ノ城のみが原形を見せ始めていたものとみられている。その後少しずつ拡張され整備され、永正十四年（二五一一七）島津氏が領有するようになる。当城に多数の曲輪が作られた。野村・中ノ・尾ノ・田代等の各曲輪が追加され、さらに天文二十三年（二五五四）から弘治三年（二五五七）にかけての蒲生氏との激しい攻防の中で全面的に整備され、特に思川に面した曲輪松尾城の役割が大きくなった。

ところが、この蒲生合戦で島津氏方が勝利すると、当城の機能は急速に戦国大名家臣団の所領編成上必要とされるものへと変わり、吉田衆が城下地区から思川沿いの中道付近に出る程増加し、当城の周辺に武家屋敷群が出現した。

そのため当城の曲輪では本丸等の価値より、麓を一望し、それと連絡の取りやすい松尾城の価値が高くなったのである。

吉田城という名称が松尾城と変わったのは、このような本丸から松尾城へという曲輪の比重の交替があったためであろう。

特に天正十五年（二五八七）島津氏が秀吉に臣従、戦国大名から統一政権下の大名となると、この傾向は一層進み、文禄四年（二五九五）には当地は、秀吉の蔵入地となり、吉田村というこの地域の人と耕地とが問題とされる時代となり、当城の存在は実質上意味を失っていった。

吉田衆として城下地区に屋敷をつくった人々は、島津氏の家臣で当城を守る任務があったわけだが、永禄五年ごろ以降は島津氏の大隅攻め、日向攻め、肥後攻め等戦国領国拡大の合戦に出陣した。

その中には、関右京清重のごとく島津氏の古くからの

家臣で当城攻略に特別な功績があつたため、当城本丸の後の右手一番目の屋敷を与えられ、その屋敷を関ヶ城と呼んだと伝えられる者もあつた。関右京清重は、垂水、大崎へ召移され、さらに子供の清成・清貞・清道三人とも豊後へ出陣し、天正十四年（一五八六）十一月十九日そこで戦死した。

清成の子清重は、天正十四年（一五八六）生まれで古川を名乗つた。成人すると、関右京清重を元祖とし藤原姓関古川家と称し、右京清重ゆかりの小字大手口の居屋敷を継いだ。

このような曲輪を与えられた者も城下地区に居屋敷を定めていたが、二代目以降は曲輪との関連は失つていた。これが実質上城の機能の消滅した時点としてよからう。前述の関清重の場合天正十四年（一五八六）生まれで、成人後とすれば慶長十一年（一六〇六）以後がその時点ということになるう。

当城は、中世中期から吉田氏の居館で、のち島津氏の時き完備された戦国城郭である。

なお、当城が築城される中世中期ごろには、佐多浦が吉田氏の勢力圏となり、更に吉田氏がこの地域を重要視しここに居城を定めた中世後期には、佐多浦は吉田の中心的な位置を占めることになった。

そのため、中世前期の吉田の範囲は、中納即ち本名、本城、宮之浦であつたが、後期の吉田はそれに佐多浦を加えた範囲に拡大した。また中世末期には、秀吉による所替えの際に、吉田は大隅国から薩摩国へと所属替えになつた。

## 五、松尾城図

松尾城には、古絵図がある。

絵図は、縦六六疋、横五三疋で、和紙四枚を貼り合わせたもので、左方下に吉田松尾之城、右方下に元禄十二年巳卯四月二十五日とある。一六九九年に作成された松尾城の図であることが、明記されていることになる。このような城図は、南九州には類似するものが少なく、松尾城の史料としてはもちろんのこと、広く南九州の城館の史料として超一級のものであるので、特に紹介しておきたい。

図は中心となる部分は彩色を施されており他は黒色である。南を上にとつて、周囲一里十四町五十七間、南高サ九五間程、東高サ八十八間程、北高サ九十間程とある。中央部を北から南へ太い道が若干左へ脹らみながら通り、これより左へ五筋、右へ五筋の計十筋の枝道が通っている。しかし、大半は道の突端が消えており、単なる

連絡のための小道とは言えない。北端には大手口の語と五戸の屋根があり、すぐ西に四戸の屋根と、萱茸門と高い床をもつ大規模な建物に宝勝院の語がある。またその右下に、薬師の語と小規模の高い床をもつ建物がある。太い道の北端には長方形の枠組があり、大木十一本が道を囲んでいる。道の南部は一部中断したように記され谷まで続いている。

曲輪というべき平坦面は二十五区画あり、太い道の左側に下から松尾城、中ノ城、向ノ城、野村城の語、右に田代城、尾之城、本丸の語がある。この語は曲輪の名であり、尾之城を除き、複数の曲輪を併せての曲輪名とみられる。

以上はまとまって台地先端部分に位置しており、南から東は川が流れ、北から西を経て南は谷になっている。特に西から南は細い谷様の記載となっていて、それにづく台地と切断されていることを示している。

西南には仮塚の語をもつ小さい山、小山門の語をもつ二戸の屋根、中規模の高い床をもつ建物、低い山並などが天神の語をもつて描かれている。南から東には田の語が四つ、西から北へは畠の語が二つと田の語が三つあり、周囲に田畠の存在していることを示している。大手口の外に地名と思われるアマツケ、小なべが南から東に、

抱ノウトが西にある。

西側には上から下へ屋根が延び、その中央抱ノウトをはさむように平坦地が描かれ遠目塚の語がある。

すなわち、図は松尾城を大手口の方より望み、その全曲輪を詳細に、また、城の四周を簡略に示している。

この図から、当城が中央の道をはさんで北から南へ曲輪を連ねる形態をもっていることを把握することができる。実際の城跡は、この図とは異なつて、最高所を中部として東から北へ三筋、西から南へ二筋の屋根を中心とし、曲輪の基軸は東北から西南に向いているが、城郭として全体を把握するには有効な図である。この城跡は、大字東佐多浦にあたるので、その小字をみていくと、以下のようになる（資料編参照）。

まず、小字松尾城が、絵図の主名曲輪の部分に相当し、絵図の大手口、小なべ、アマツケ、抱ノウトが、小字松尾城に隣接する小字大手口、小鍋、甘漬、火ノ宇都に相当することはその位置と文字よりみて当然である。

図の宝勝院跡は、現在通称を堂と言う所に石碑があるのでその場所を確定することができる。ここは、小字城内である。また、図の小山門に相当するのは小字小山であり、図の右中央の遠目塚は、小字高木場の山にあったこととなる。

遠目塚は、当城の周囲に配置された物見櫓的な機能をもつ施設、南東、東、北にも存在していた可能性がある。その中で図にこの遠目塚のみが記されているのは、その役割に出城の要素が付加されたためであろう。本城に加え、この遠目塚を含めた範囲を松尾城の範囲と考えることができる。このように本図は、城郭の内部はもちろん、その周辺部まで記載しており、当時の松尾城の様相を的確に伝えているのである。

図8 松尾城古絵図（平原政治 写）

